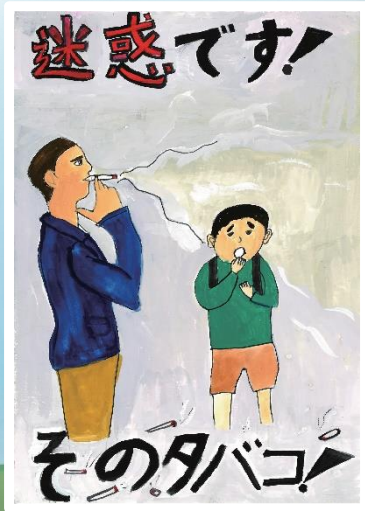


稲 城 市 環 境 白 書

稲 城 市 の 環 境



稲 城 市

令和4年5月





目標 1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



目標 10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する



目標 2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



目標 11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



目標 3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標 12. つくる責任・つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



目標 4. 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標 13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



目標 5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



目標 14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



目標 6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



目標 15. 陸の豊かさを守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



目標 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標 16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



目標 8. 働きがいも経済成長も
すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



目標 17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る



～表紙イラストのご紹介～

表紙の作品は、令和3年度環境ポスター募集事業の最優秀作品です。

- 「取り組もう4R」：小泉 涼さん 稲城第七小学校5年生
- 「ポイすてきんし！！」：川嶋 結人さん 稲城第七小学校5年生
- 「迷惑です！そのタバコ！」：矢尾板 伽衣さん 稲城第七小学校6年生

※稲城市廃棄物減量等推進審議会、稲城市まちをきれいにする市民協議会において選考されました。

目次

第1章 市の概要	1
稲城市の概要について	1
地勢	1
人口	1
気温	3
降雨量	3
環境行政の現状について	3
稲城市環境基本条例	3
稲城市環境基本計画	3
第二次稲城市職員エコ・アクションプラン	4
生物多様性いなぎ戦略	4
事務処理状況	5
第2章 稲城市の環境	7
第1節 稲城市の大気環境	7
《本節のSDGs関連項目》 大気環境調査	7
調査地点図	7
NO ₂ ：二酸化窒素	8
CO：一酸化炭素	8
SPM：浮遊粒子状物質	9
光化学スモッグ	10
大気環境基準と評価	11
簡易大気調査	12
放射線	13
空間放射線量定点測定結果	13
第2節 稲城市の水環境	15
酸性雨調査	15
《本節のSDGs関連項目》 河川水質調査	16
調査地点図	16
類型指定のある河川(pH)	17
類型指定のある河川(BOD)	18
類型指定のある河川(SS)	19
類型指定のない河川	20
第3節 稲城市の緑・自然	21
《本節のSDGs関連項目》 保存樹木の指定状況	21
公園の面積	21
街路樹の状況	22
自然環境保全地域の指定状況	22
その他市内の緑地等の指定状況	22

		湧水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第4節	稲城市の騒音・振動・・・・・・・・・・・・・・・・		23
	《本節のSDGs関連項目》	騒音・振動調査・・・・・・・・・・・・・・・・	23
		騒音について・・・・・・・・・・・・・・・・	23
		騒音測定結果・・・・・・・・・・・・・・・・	24
		振動について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
		振動測定結果・・・・・・・・・・・・・・・・	25
		交通量調査・・・・・・・・・・・・・・・・	26
		交差点交通量調査結果・・・・・・・・	26
		幹線道路交通量調査結果・・・・・・・・	26
		幹線道路における時系列交通量(24時間)	27
第5節	有害化学物質について・・・・・・・・		28
	《本節のSDGs関連項目》	ダイオキシン類調査・・・・・・・・	28
	  	ダイオキシン類測定結果(大気)	28
		刈-センサー-多摩川焼却炉排ガスにおけるダイオキシン類測定値	30
		ダイオキシン類測定結果(水質・河川)	30
		ダイオキシン類測定結果(水質・地下水)	30
		ダイオキシン類測定結果(土壌)	30
		市内における「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質の排出量 等の届出制度による有害化学物質の届出の状況	31
第6節	稲城市の温室効果ガス排出量について		32
	《本節のSDGs関連項目》	温室効果ガス	32
	 	温室効果ガス排出量の推移	32
		部門別二酸化炭素排出量の推移	32
		稲城市における家庭部門の1世帯当たり二酸化炭素排出量	33
第7節	ごみ・リサイクルについて		34
	《本節のSDGs関連項目》	ごみ量	34
		粗大ごみ収集内訳	35
		資源物の収集量(市収集)	35
		多摩川衛生組合へのごみの搬入量とエコセメント原料化量	37
		資料のリサイクル会	37
		稲城っ子の使用量	37
第3章	環境保全への取り組み		38
第1節	稲城市の環境に関する補助・登録制度・事業		38
	《本節のSDGs関連項目》	生垣造成補助	38
	  	生ごみ処理容器購入補助	38
		資源ごみ集団回収補助	39
	  	住宅用創エネルギー機器等導入促進事業補助制度	39
		稲城市公共施設アダプト制度	40

		i バス運行事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41	
		エコドライバー宣言者募集事業・・・・・・・・・・・・・・・・41	
		違反広告物撤去協力員制度・・・・・・・・・・・・・・・・41	
第2節 保全活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42			
《本節のSDGs関連項目》		環境ポスター募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42	
			環境美化活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
			路上喫煙対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
			緑のカーテン普及事業・・・・・・・・・・・・・・・・43
			エコかるたの活用・・・・・・・・・・・・・・・・44
			環境学習講座・・・・・・・・・・・・・・・・44
			ありがとう！生態系サービス体験型イベント「森すまいる」44
			環境イベントの開催・参加・・・・・・・・45
第3節 庁内での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・46			
《本節のSDGs関連項目》		第二次稲城市職員工コ・アクションプラン実績・・・・・・・・46	
			低排出ガス認定車、電気自動車の導入・・・・・・・・49
			省エネルギー・節電対策・・・・・・・・49
			再生可能エネルギー機器の設置・・・・・・・・49
			雨水の有効利用・・・・・・・・50
			ごみ焼却熱の有効利用・・・・・・・・50
			稲城市生涯学習宅配便講座・・・・・・・・50
第4節 小・中学校の取組・・・・・・・・・・・・・・・・52			
《本節のSDGs関連項目》		持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）・・・・・・・・52	
			野沢温泉村宿泊体験学習・・・・・・・・52
			地域美化活動・・・・・・・・53
			グリーンカーテンプロジェクト・・・・・・・・54
			森林環境学習プログラム・・・・・・・・54
			ユネスコスクール・・・・・・・・54
第5節 第二次稲城市環境基本計画 指標達成状況・・・・・・・・55			
第6節 生物多様性いなぎ戦略 指標達成状況・・・・・・・・59			
【参考】稲城市の環境施策・・・・・・・・・・・・・・・・60			

第1章 市の概要

稲城市の概要について

● 地勢

本市は、新宿から南西に25kmの多摩川右岸に位置し、南多摩地区（稲城市・八王子市・町田市・日野市・多摩市）の東端にあります。南東部から西部にかけて神奈川県川崎市と接し、北部は多摩川を隔て府中市、調布市、北西部は多摩市に接しています。

市域は、東西、南北ともに約5.3kmに広がり、面積は17.97 km²で、多摩地域26市のうち、11番目の広さとなっています。

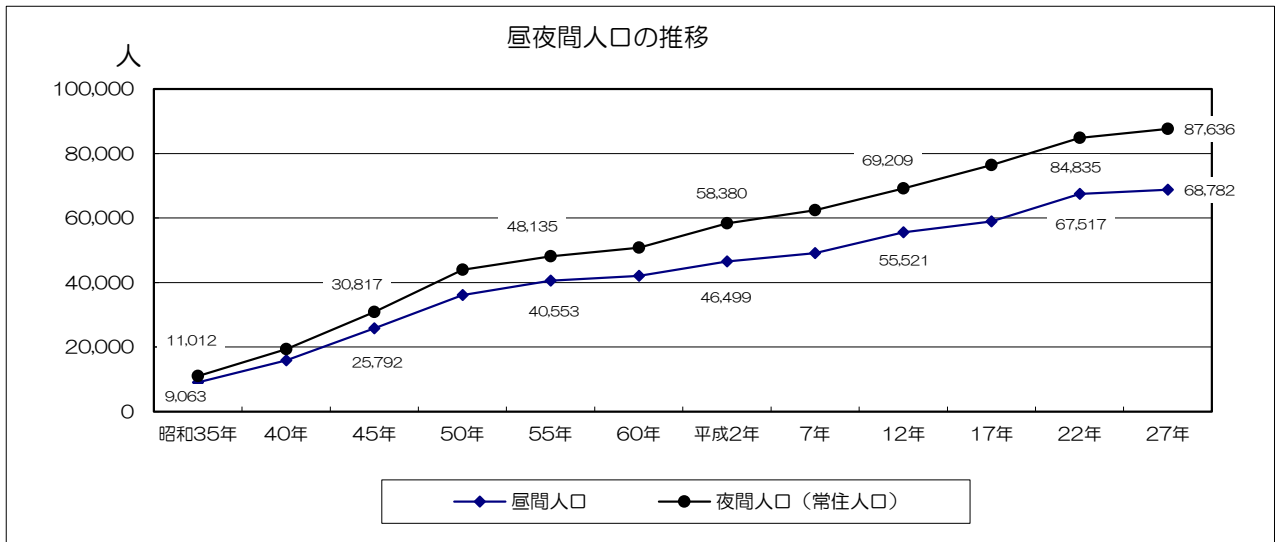
地形は、南部に多摩川と並行して標高約45～80mのなだらかな多摩丘陵（最高海拔162m）が広がり、北部に多摩川の氾濫原である平坦な沖積地が広がっています。沖積地には既成市街地が形成され、丘陵地は、市の中央を流れる三沢川により北西に位置する北部と南東に位置する南部に二分されています。



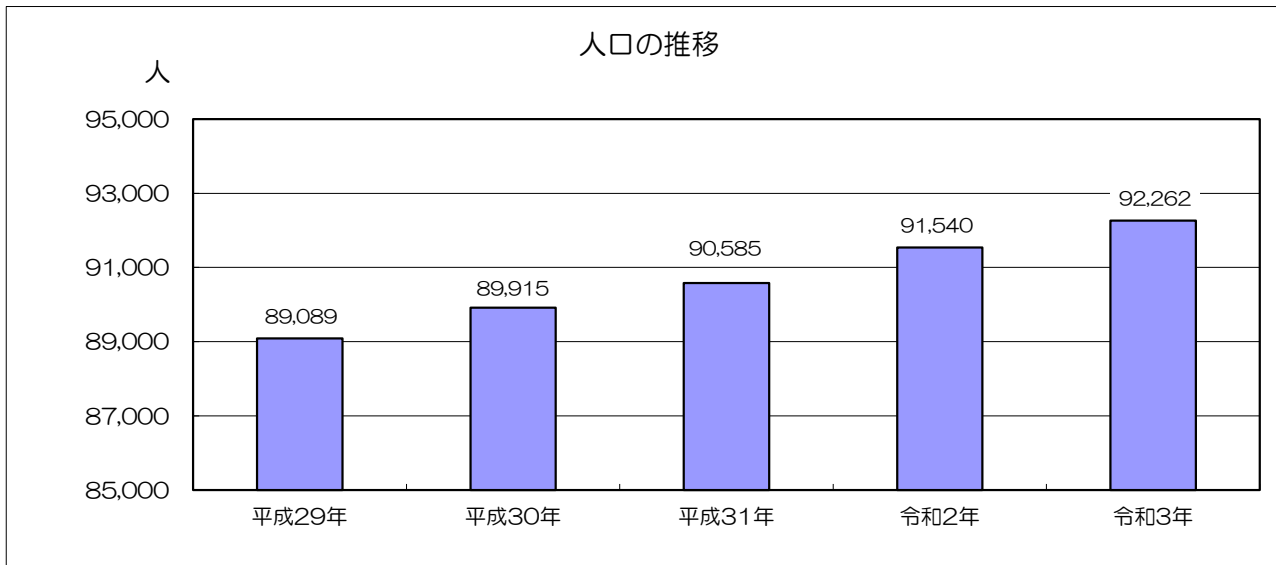
● 人口

本市の人口は、昭和45年には約2万6千人でしたが、昭和45年の平尾団地の入居、昭和63年からの多摩ニュータウンの入居、土地区画整理事業等により、令和3年1月1日の人口は、92,262人と増加を続けています。地域別に見ると、矢野口地区の人口が最も多く、東長沼地区、平尾地区、若葉台地区と続いています。年齢別に見ると、40歳代が最も多く、次いで50歳代、30歳代となっています。また、昼間人口に比べ夜間人口が多く、都心のベッドタウンとしての傾向が強くなっています。

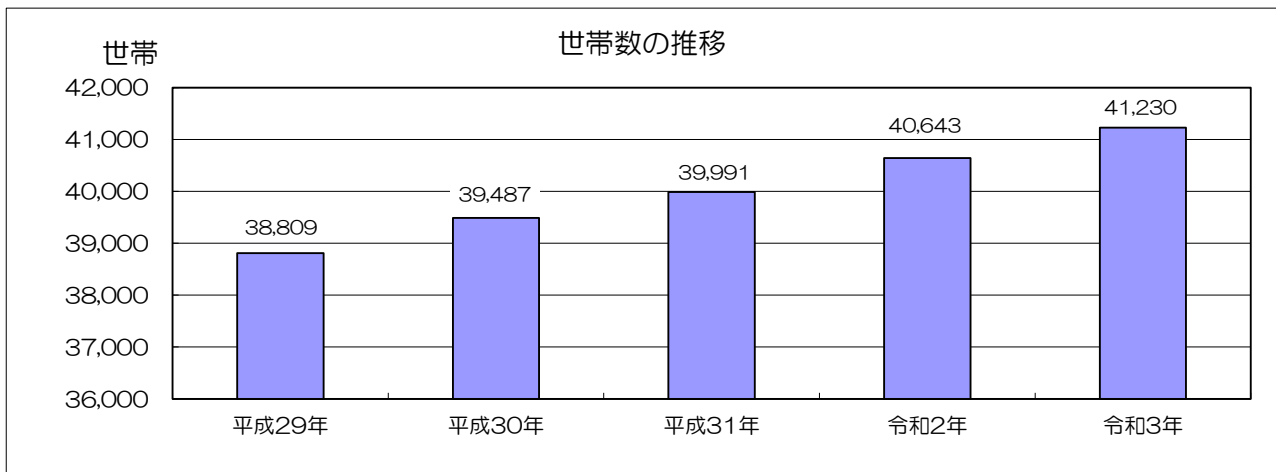
(出典：統計いなぎ)



(出典：総務省「平成27年国勢調査」、外国人住民を含む)



※各年1月1日現在 (出典：統計いなぎ)



※各年1月1日現在 (出典：統計いなぎ)

● 気温

過去5年間の平均気温 16.0 度に対し、令和2年の平均気温が 16.2 度と、過去5年間と比較して高めの気温でした。

また、7～9月を夏季、12月～2月を冬季と捉えた場合の、過去5年間の各季節における平均気温との比較では、夏季は平均 25.5 度に対し、令和2年は 25.6 度、冬季が平均 6.3 度に対し、令和2年は 7.1 度となっております。

(出典：統計いなぎ)

● 降雨量

過去5年間の平均月間降雨量(積雪量を除く) 120.2mmに対し、令和2年は 110.4mmの降雨量となり、過去5年間と比較して少なめでした。

(出典：統計いなぎ)

環境行政の現状について

● 稲城市環境基本条例

稲城市の環境の保全、回復及び創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び学校の責務を明らかにするとともに、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の良好な環境の確保を図るための基本方針を示した「稲城市環境基本条例」を平成 15 年 4 月 1 日から施行しました。

● 稲城市環境基本計画

私たちの住む稲城市は、豊かな自然環境に恵まれています。この環境を将来の世代に引き継ぐために、「私たちは何にどう取り組めばよいか」をテーマに、多くの人々と知恵を集めて、平成 25 年 3 月に 10 年の計画期間が終了した第一次の環境基本計画に続くものとして平成 25 年 4 月に第二次環境基本計画がスタートし、平成 28 年 5 月に国の温室効果ガス排出量の削減目標が新たに設定されたことを受け、平成 31 年 4 月に改訂しました。

「人と自然、そして社会の絆で未来につなぐまち 稲城」

～大地に息づく自然や資源を大切にす成熟社会に向けて～

これが第二次環境基本計画で稲城市のめざす環境像です。

今後、住宅都市として稲城市固有の環境課題もある中、成熟した住宅都市となるべく、より自然環境を保全する姿勢や、地球環境に配慮すべく資源を大切にす姿勢を持ち、人と自然と社会が共有しながら、次世代へ継承していくことを目的としています。

● 第二次稲城市職員エコ・アクションプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律により、市自らの事務・事業から排出される温室効果ガス排出量削減のための実行計画の策定が義務付けられています。

平成 28 年 5 月に国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことを受け、市の削減目標についても、令和 12 年度までに平成 25 年度比で 25%の削減を目指して取り組んでいます。(p.46参照)

● 生物多様性いなぎ戦略

平成 20 年 6 月に策定された生物多様性基本法により、自治体での「生物多様性地域戦略」策定の努力義務がおかれ、稲城市でも平成 27 年 3 月に「生物多様性いなぎ戦略」が策定されました。

「いなぎの生命（いのち）」を守り、育て、日々の暮らしの中でできることを考え、「ともに生きる力」を未来に伝えることによって、地域の自然と歴史文化が調和した持続可能で美しい稲城市を目指しています。

つなげよう！いなぎの生命 ^{いのち} 伝えよう！ともに生きる力

これが生物多様性いなぎ戦略で稲城市の基本理念となります。

この戦略の期間は、平成 27 年度～令和 6 年度の 10 年間となります。



● 事務処理状況

1. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下環境確保条例）に基づく認可・届出及び環境法令に基づく届出状況

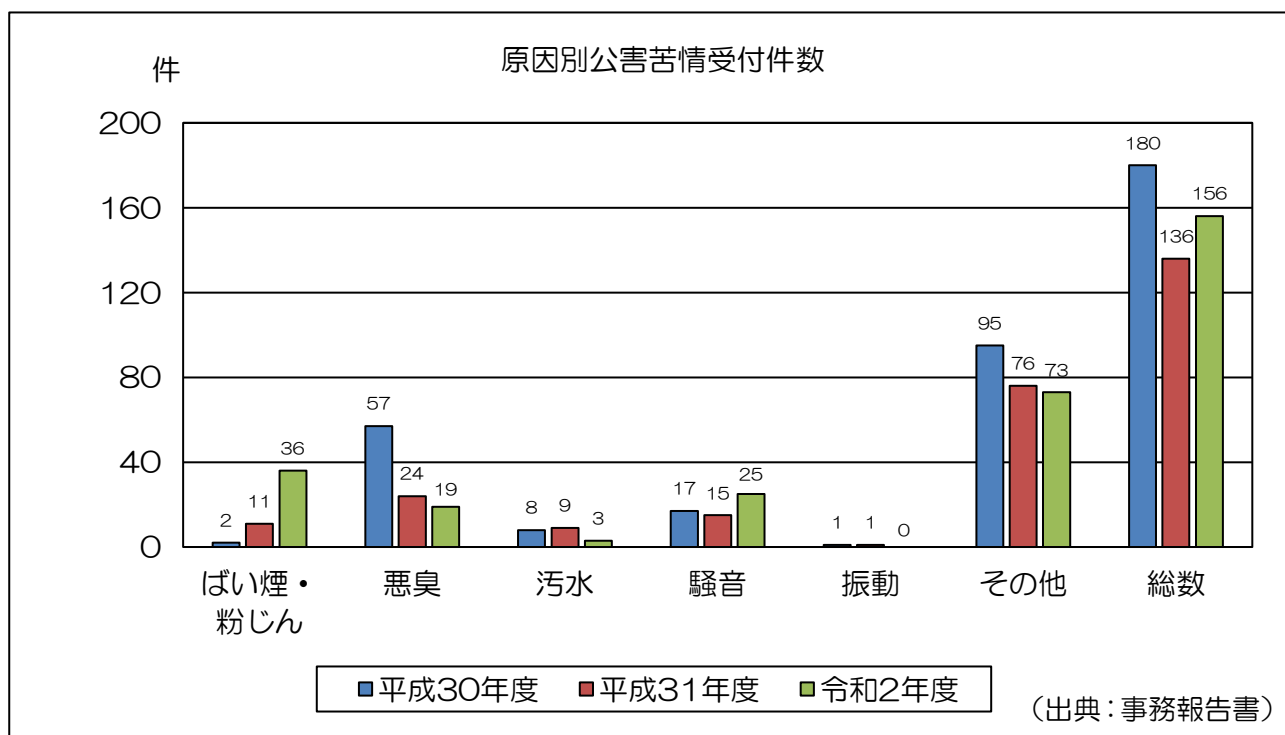
届出等の種類		件数			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
工場	設置認可申請書	2	3	1	0
	変更認可申請書	7	6	2	4
	廃止届	1	1	0	0
指定作業場	設置届出書	8	4	5	1
	変更届出書	1	0	1	2
	廃止届	0	0	0	1
特定施設 設置届出書	騒音	1	3	2	0
	振動	0	2	0	0
特定施設の数 変更届出書	騒音	1	3	1	0
	振動	0	2	1	0
特定建設作業 実施届出書	騒音	21	18	16	23
	振動	16	14	14	16
特定粉じん排出等作業実施届出書		0	0	3	1
石綿飛散防止方法等計画届出書		0	0	3	1
地下水揚水施設設置届出書		0	1	0	4
地下水揚水量報告書		57	53	61	60
土壤汚染状況調査報告書		0	0	0	0
汚染拡散防止計画書提出書		0	0	0	0
適正管理化学物質の使用量等報告書		10	11	11	11
化学物質管理方法書		4	2	2	2
その他届出書		30	4	15	0
合計		159	127	138	126

（出典：事務報告書）

2. 苦情相談

苦情の発生源は大きく分けて事業所、建設工事、日常生活から生じるものがあります。種類別にみると、「ばい煙・粉じん」、「騒音」、次いで「悪臭」が多い状況です。また、「その他」において多くを占めているのが、犬や猫などへの給餌や糞の処理等（20件）、雑草・雑木等の土地の管理（17件）、衛生害虫等駆除に関すること（17件）です。

発生源では、日常生活に関する苦情の割合が多くなってきています。日常生活では、「少し気になる」程度でも、人間関係がうまくいかないと「深刻な問題」に発展する場合があります。日頃から隣近所とのコミュニケーションを取り、お互いに相手のことを考えながら、生活していくことが大切です。



【コメント】相談件数の多い「ばい煙・粉じん」、「悪臭」合計55件のうち、野焼きは30件あり、そのうち8件については、農家の病害虫駆除や土壌改良を目的とした野焼きが中心となっています。これら農家の野焼きは、廃棄物処理法や環境確保条例の規制の適用除外ですが、周辺地域の生活環境への支障の防止に配慮義務があるものとして対応しています。

第2章 稲城市の環境



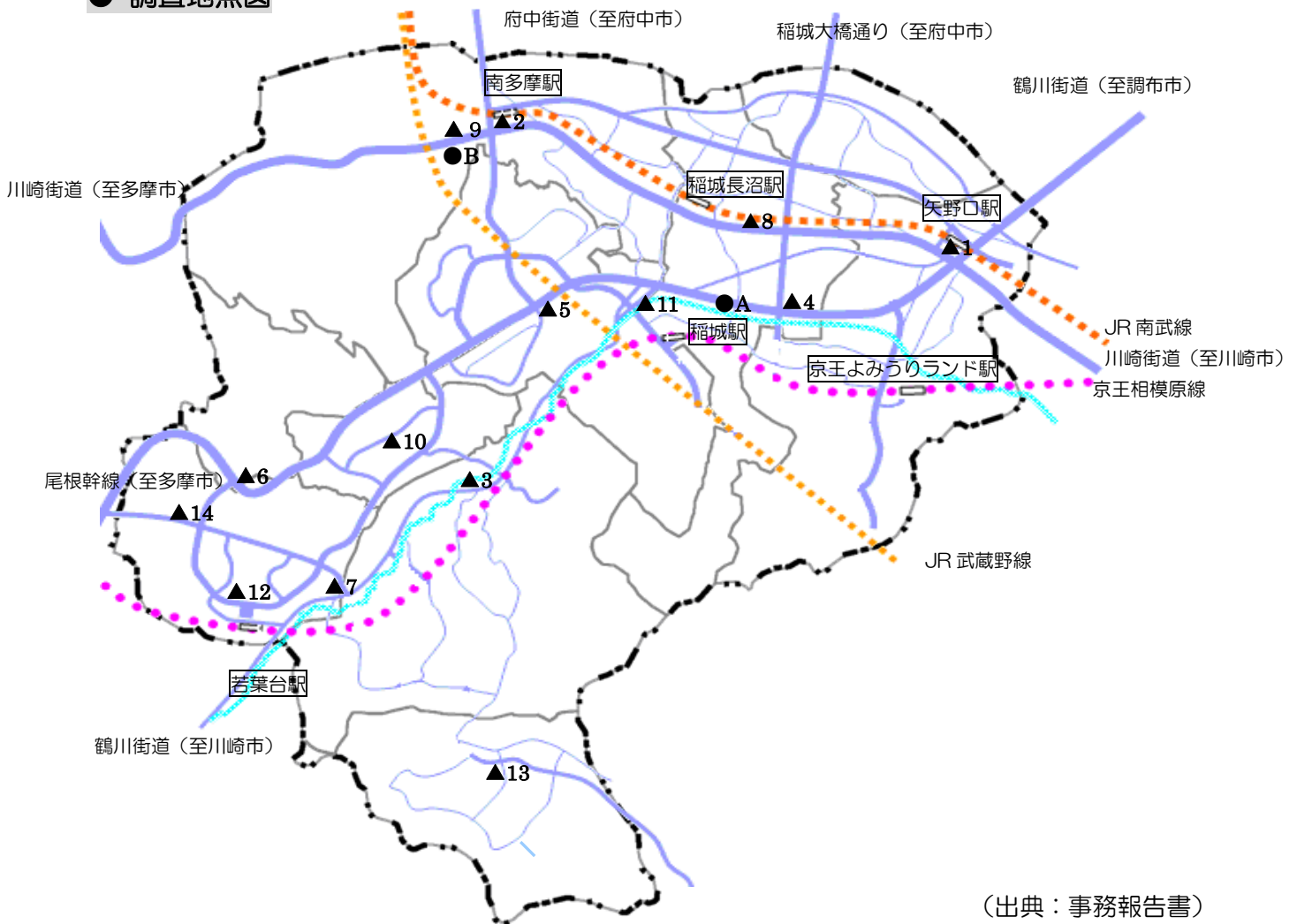
第1節 稲城市の大気環境

大気環境調査

稲城市内における大気の状態を調査するため、年1回、市役所（下記●A）と大丸公園（下記●B）の2地点で、3項目（NO₂・CO・SPM）について大気の測定をしています。

また、東京都環境局では、多摩南部地域に基準測定点5箇所を設置し、光化学スモッグに関する注意報（オキシダント濃度が0.12ppm※以上で継続するとき）、学校情報（オキシダント濃度が0.10ppm以上で継続するとき）を発令しています。

● 調査地点図



（出典：事務報告書）

【記号の説明】

●A（市役所）・●B（大丸公園）=NO₂・CO・SPM についての大气調査地点。

8月18日～20日に調査。

▲1～▲14=窒素酸化物簡易大气調査地点（年2回：夏季8/19～20・冬季2/3～4）。

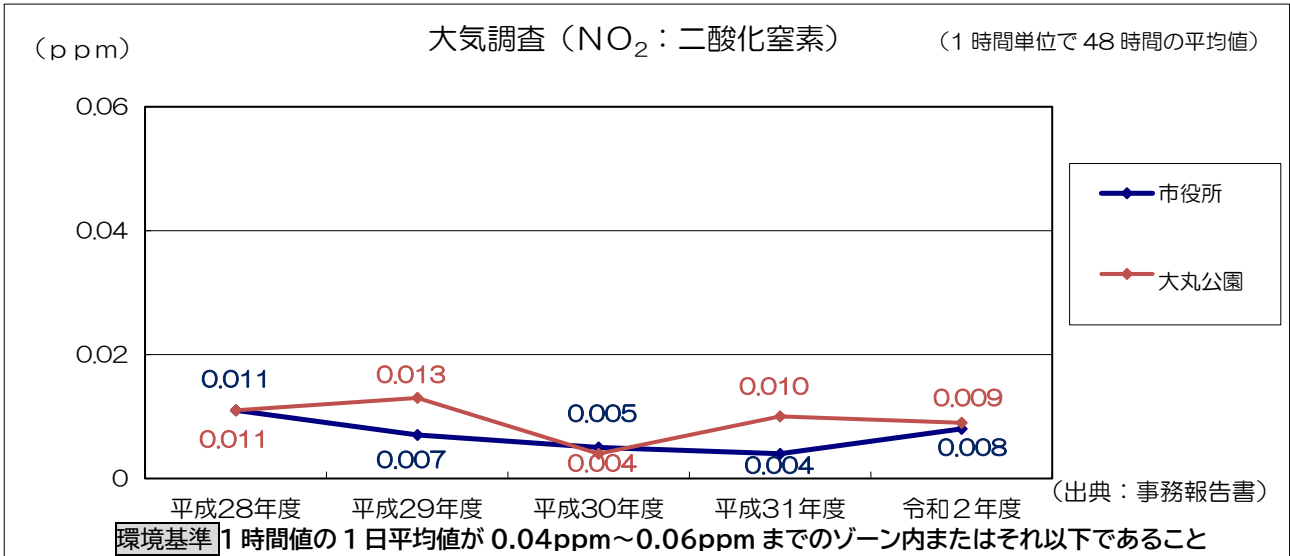
※ppm（ピーピーエム）：容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmといい、100万ppmが100%となります。

● NO₂：二酸化窒素

【環境への影響（NO₂：二酸化窒素）】

窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）の形で大気中に存在します。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様で、大部分が一酸化窒素として排出されますが、大気中で酸化されて二酸化窒素になります。

二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれています。

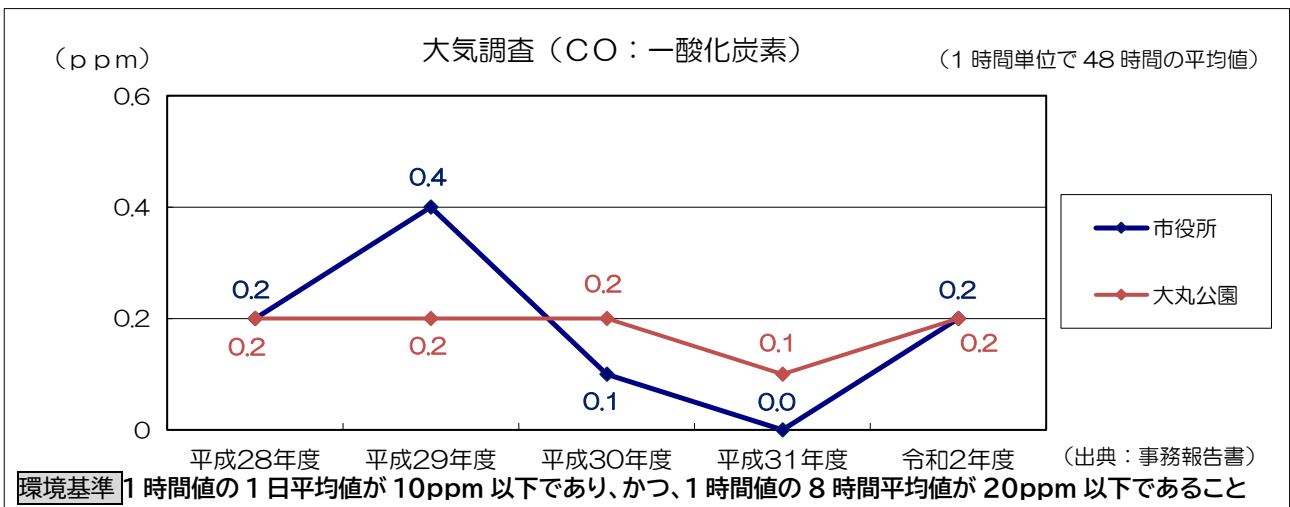


【コメント】 各年度とも、環境基準を下回っております（p.11参照）。

● CO：一酸化炭素

【環境への影響（CO：一酸化炭素）】

炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られています。

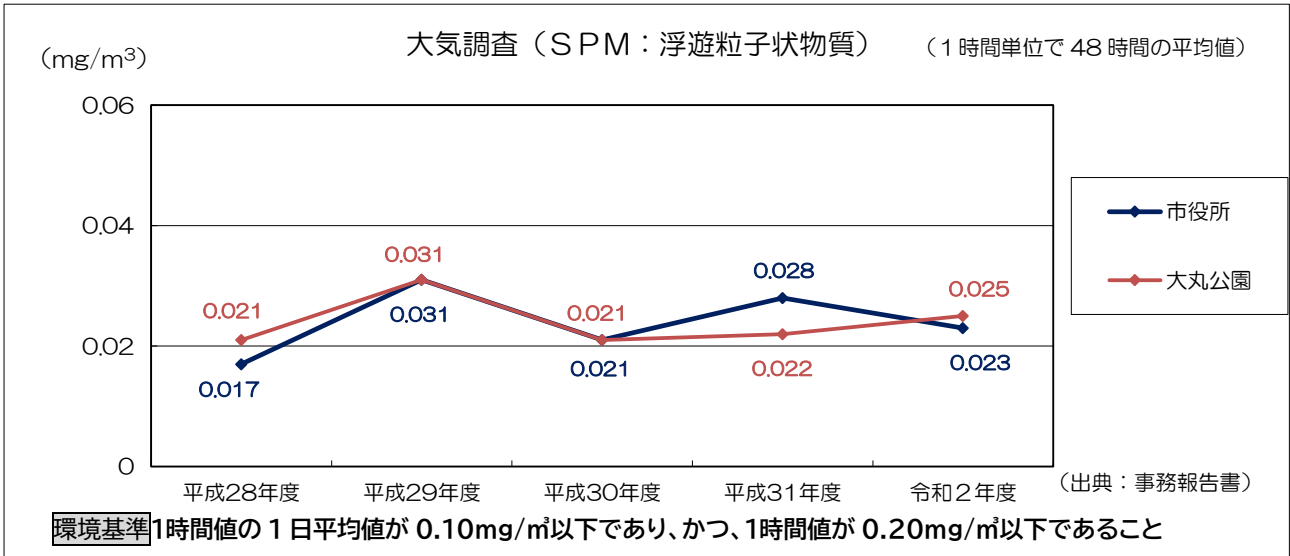


【コメント】 各年度とも、環境基準を下回っております。（p.11参照）。

● SPM：浮遊粒子状物質

【環境への影響（SPM：浮遊粒子状物質）】

浮遊粉じんのうち、 $10\mu\text{m}$ ※以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれています。（SPMのうち、直径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものは、PM2.5（微小粒子状物質）と呼ばれています。）



【コメント】 各年度とも、環境基準を下回っております。（p.11参照）。

※ μm （マイクロメートル）： $1\mu\text{m}$ は100万分の1mで 0.001mm です。

【PM2.5（微小粒子状物質）とは】

PM2.5は非常に小さいために呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、発生源によって人為起源と自然起源とに分類されます。人為起源としては、工場のばい煙や自動車の排気ガスなど、物の燃焼によって直接排出されるもの（一次生成）と、大気中に排出された気体が化学反応などによって粒子化するもの（二次反応）があり、その成分は、地域や季節によって変動します。自然起源としては、火山活動や黄砂のほか、植物などがあります。

PM2.5の環境基準や東京都が行った測定結果は、下記の東京都のホームページから確認できます。

PM2.5の環境基準について

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/torikumi/pm2_5/pm_kijun.html

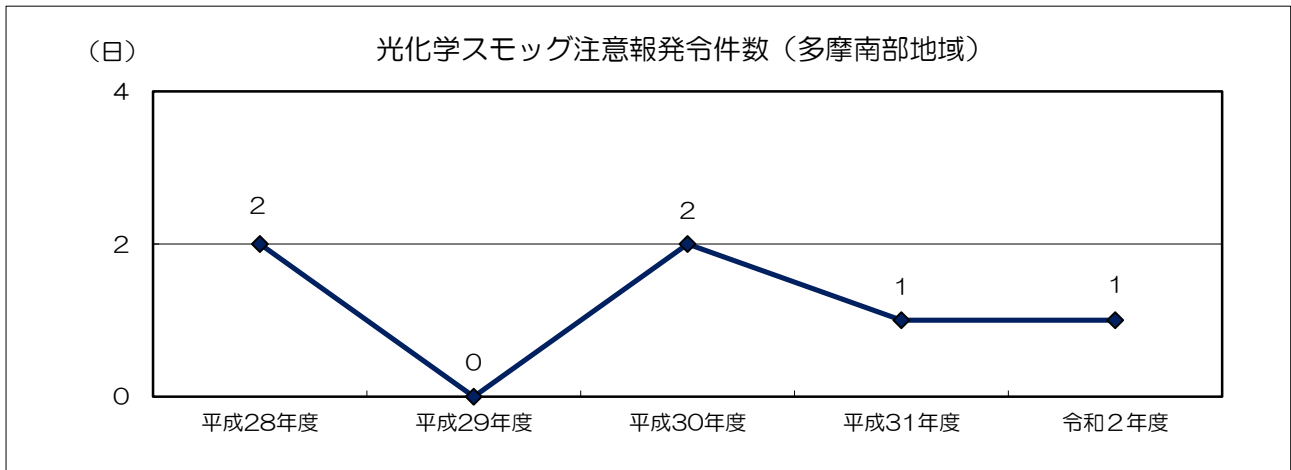
東京都一般環境大気測定局の測定結果

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/09/06/14.html>

● 光化学スモッグ

【環境への影響（OX：光化学オキシダント）】

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器に影響を及ぼすといわれています。



（出典：東京都環境局「2020(令和2)年の光化学スモッグの発生状況」）

【コメント】 令和2年度の光化学スモッグ注意報発令件数は1件でした。なお、光化学オキシダント濃度は気象の影響を強く受けるといわれており、今後も気温が高く、日照時間が長い日には濃度が上昇する可能性があります。下段の注意事項「光化学スモッグ注意報が発令された時は・・・」を参照し、適切に対処しましょう。

令和2年度注意報発令日（計1日）
7月20日

平成31年度注意報発令日（計1日）
6月6日

東京都環境局光化学スモッグ情報（メール配信登録）

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/>

【光化学スモッグ発生時の注意事項】

- ・屋外での活動をなるべく控える。
- ・自動車等の使用を極力控える。
- ・光化学スモッグの被害を受けた場合は、最寄りの保健所に連絡する。

● 大気環境基準と評価

物質	環境基準	評価方法		令和2年度調査結果
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	短期的評価	なし	(※)
		長期的評価	年間にわたる1時間値の平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が0.06ppm以下にあること。	— (稲城市には、有効測定局がありません)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	環境基準と同じ。	○
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	— (稲城市には、有効測定局がありません)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	環境基準と同じ。	○
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	— (稲城市には、有効測定局がありません)

※二酸化窒素は短期的な評価方法がありませんが、稲城市では参考として調査結果を環境基準に照らし、経年変化を観測しています。

【備考】

- 1 短期的評価は、連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価するもの。
- 2 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するためなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえ、評価するもの。年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とし、これを有効測定局という。(光化学オキシダントを除く)※稲城市には測定局の設置なし。
- 3 日平均値の評価に当たっては、1時間の欠測が、1日(24時間)のうちの4時間を超える日は評価対象としない。したがって、20時間以上測定された日のみを対象とし、これを有効測定日という。

● 簡易大気調査

市では、14 地点の調査を実施しております。また、ご自分を取り巻く環境に関心を持っていただくことを目的に市民の方に調査モニターとして 32 地点の調査にご協力いただきました。令和 2 年度は計 46 地点で年 2 回（夏季は 8 月 19 日～20 日、冬季は 2 月 3 日～4 日）、窒素酸化物の簡易大気調査を実施しました。

【46 地点の調査結果】

(単位：ppm、1 日平均値)

年度 (平成)		平均値			最大値			最小値		
		30 年	31 年	令和 2 年	30 年	31 年	令和 2 年	30 年	31 年	令和 2 年
二酸化窒素 (NO ₂) 濃度	8 月	0.014	0.014	0.012	0.030	0.087	0.033	0.007	0.000	0.001
	2 月	0.016	0.006	0.011	0.037	0.019	0.033	0.003	0.001	0.003

※機器の測定限界が小数点以下第 3 位のため第 4 位以下は記載していない

【市で実施している 14 地点の 2 年度調査結果】

(交通量の多い地点などを毎年測定) (単位：ppm、1 日平均値)

	地点名	住所	夏季調査結果		冬季調査結果	
			NO	NO ₂	NO	NO ₂
1	矢野口交差点	矢野口 227	0.003	0.022	0.084	0.033
2	新大丸交差点	大丸 1049	0.023	0.025	0.054	0.016
3	坂浜交差点	坂浜 420	0.010	0.017	0.047	0.016
4	稲城大橋入口交差点	東長沼 1730-6	0.001	0.021	0.029	0.016
5	稲城五中入口交差点	百村 2130	0.002	0.014	0.045	0.008
6	若葉台公園西交差点	若葉台 4-32	0.007	0.022	0.029	0.011
7	若葉台入口交差点	若葉台 2-17-1	0.019	0.021	0.048	0.012
8	東長沼陸橋西	東長沼 1362	0.001	0.033	0.039	0.009
9	大丸公園	大丸 1419	0.024	0.018	0.051	0.009
10	長峰小学校前	長峰 2-8	0.005	0.008	0.027	0.004
11	旧環境学習センター前	東長沼 3101-3	0.016	0.011	0.034	0.017
12	きらぼし銀行若葉台支店前	若葉台 2-4-1	0.013	0.014	0.030	0.008
13	平尾小学校前	平尾 3-1-1-41	0.014	0.016	0.026	0.012
14	学校給食第二調理場前	若葉台 4-6	0.009	0.016	0.048	0.011

※ NO：一酸化窒素 NO₂：二酸化窒素（表左の番号は p.7 の図に対応）（出典：事務報告書他）

環境基準 NO：基準無し NO₂：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下

【コメント】 簡易的な方法での参考値となりますが、今後も経過を観察してまいります。

窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として NO と NO₂ の形で大気中に存在します。発生源は、工場・事業場、自動車・家庭等多種多様です。発生源からは、大部分が NO として排出されますが、大気中で酸化されて NO₂ になります。道路付近については、NO の濃度が高くなる傾向があります。

放射線

市では、年4回、市内39箇所を定点として空間放射線量の測定を実施しました。

● 空間放射線量定点測定結果（4回の測定の最大値、最小値）

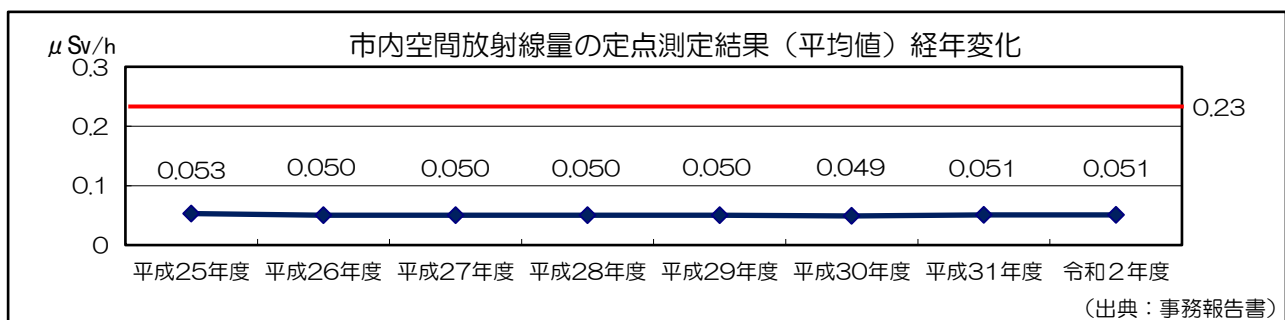
（①4月2日～20日、②7月1日～10日、③10月1日～13日、④1月4日～18日実施）（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）

	校庭又は園庭					校庭又は園庭			
	地上高 100 cm		地上高 5 cm			地上高 100 cm		地上高 5 cm	
	最小	最大	最小	最大		最小	最大	最小	最大
稲城第一小学校	0.053	0.085	0.045	0.087	第六保育園	0.060	0.070	0.050	0.070
稲城第二小学校	0.030	0.041	0.029	0.043	ひらお保育園	0.040	0.040	0.040	0.050
稲城第三小学校	0.044	0.051	0.041	0.050	松葉保育園	0.050	0.060	0.050	0.050
稲城第四小学校	0.040	0.057	0.048	0.067	向陽台保育園	0.050	0.070	0.050	0.070
稲城第六小学校	0.049	0.056	0.054	0.056	城山保育園	0.050	0.070	0.050	0.050
稲城第七小学校	0.036	0.043	0.035	0.045	もみの木保育園長峰	0.060	0.080	0.060	0.060
向陽台小学校	0.029	0.035	0.025	0.035	若葉台バオバブ保育園	0.040	0.060	0.050	0.060
城山小学校	0.026	0.031	0.024	0.032	もみの木保育園若葉台	0.050	0.080	0.050	0.060
長峰小学校	0.032	0.036	0.030	0.040	中島ゆうし保育園	0.050	0.060	0.050	0.060
若葉台小学校	0.029	0.037	0.032	0.075	城山保育園南山	0.050	0.060	0.040	0.050
平尾小学校	0.032	0.043	0.035	0.039	本郷ゆうし保育園	0.060	0.090	0.080	0.010
南山小学校	0.054	0.059	0.060	0.075	フェリーチェ稲城長沼園	0.060	0.070	0.070	0.080
稲城第一中学校	0.052	0.059	0.056	0.068	青葉幼稚園	0.060	0.080	0.070	0.080
稲城第二中学校	0.038	0.045	0.033	0.047	コマクサ幼稚園	0.060	0.070	0.060	0.080
稲城第三中学校	0.043	0.053	0.043	0.056	駒沢女子短期大学付属	0.050	0.070	0.050	0.070
稲城第四中学校	0.044	0.053	0.045	0.050	こまざわ幼稚園				
稲城第五中学校	0.029	0.040	0.028	0.033	はなぶさ幼稚園	0.040	0.050	0.040	0.050
稲城第六中学校	0.051	0.079	0.051	0.081	平尾わかば幼稚園	0.040	0.050	0.040	0.050
第三保育園	0.030	0.035	0.030	0.035	矢の口幼稚園	0.040	0.050	0.050	0.060
第五保育園	0.032	0.040	0.032	0.040	梨花幼稚園	0.050	0.060	0.050	0.060

・測定頻度 年4回（出典：事務報告書）

・使用測定器 日立アロカメディカル社製「TCS-172B」、堀場製作所製「PA-1000」

【コメント】 測定値を基にして年間換算値を計算したところ、国際放射線防護委員会勧告による一般の人が受ける平常時の放射線量の指標である「年間1mSv（毎時0.23 μSv ）」を、すべての測定結果で下回りました。



※空間放射線量測定器は、機器ごとに表示される測定値の桁数が異なります。市で使用している機器のうち、TCS-172B は小数点以下2桁、PA-1000 は小数点以下3桁で表示される機器です。測定結果は機器に表示される数値で表記しております。

【シーベルト (Sv) とは?】

シーベルトとは、放射線による人体への影響の大きさを表す単位で、空間放射線量測定の際などに使用されます。一般環境下での測定の際は、土壌や宇宙などから常に発せられている放射線がバックグラウンドとして存在しており、ほとんどの場合で測定結果が「ゼロ」になることはありません。

なお、国際放射線防護委員会は、一般の人が受ける放射線量の指標として「年間1 m Sv」という数値を示しており、環境省が示す時間換算では「毎時 0.23 μ Sv」となっています。

※単位中の「マイクロ (μ)」は「ミリ (m)」の1,000分の1を表します。

【市内空間放射線量の測定について】

稲城市では、東日本大震災の発生を機に、平成23年6月から市内小中学校、保育園及び幼稚園等で地上から5cmと100cmの空間放射線量定点測定を実施し、平成24年2月から公共施設の雨樋下や雨水桝など雨水や埃、汚れが溜まりやすい場所を選定し、地上1cmの空間放射線量局所測定を年1回実施していましたが、平成23年から現在までの測定結果について、数値が安定しており、環境省が示す基準値(毎時0.23 μ Sv)を下回っていることや東京都において、東日本大震災以前から設置していた新宿区の放射線モニタリングポストの数値が震災前の数値に低下していることから、平成29年度から定点測定回数を月1回から年4回に減らしていましたが、令和3年度からすべての測定を休止することとしました。

しかし不安要素が発生した際には、直ちに再開することとしております。

第2節 稲城市の水環境



酸性雨調査

酸性雨を調査するため、年4回、市役所で採取した雨水のpHを測定しています。

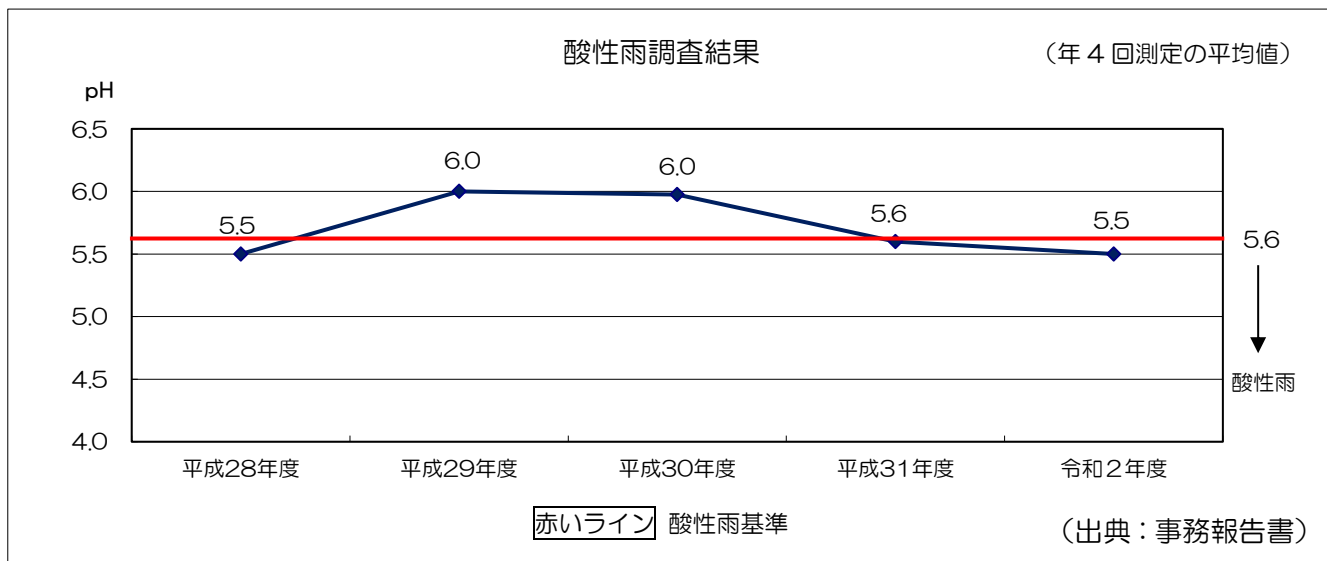
【pH（ピーエイチ）とは？】

水溶液が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で、pH7が中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性です。

【酸性雨とは？】

酸性雨は、工場の排煙や自動車の排出ガスなどに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中・雨滴中で化学反応を起こして硝酸や硫酸に変化し、これを取り込んでできた酸性度の強い雨のことをいいます。通常はpH7未満を酸性といいますが、雨水の場合は大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、自然界の中では普通の状態でも弱酸性であるため、酸性雨と呼ばれるものはpH5.6以下のものです。

酸性雨は湖沼や河川、土壤に影響をあたえ、そこに生息する酸に弱い植物や魚類、昆虫などに悪影響を及ぼします。

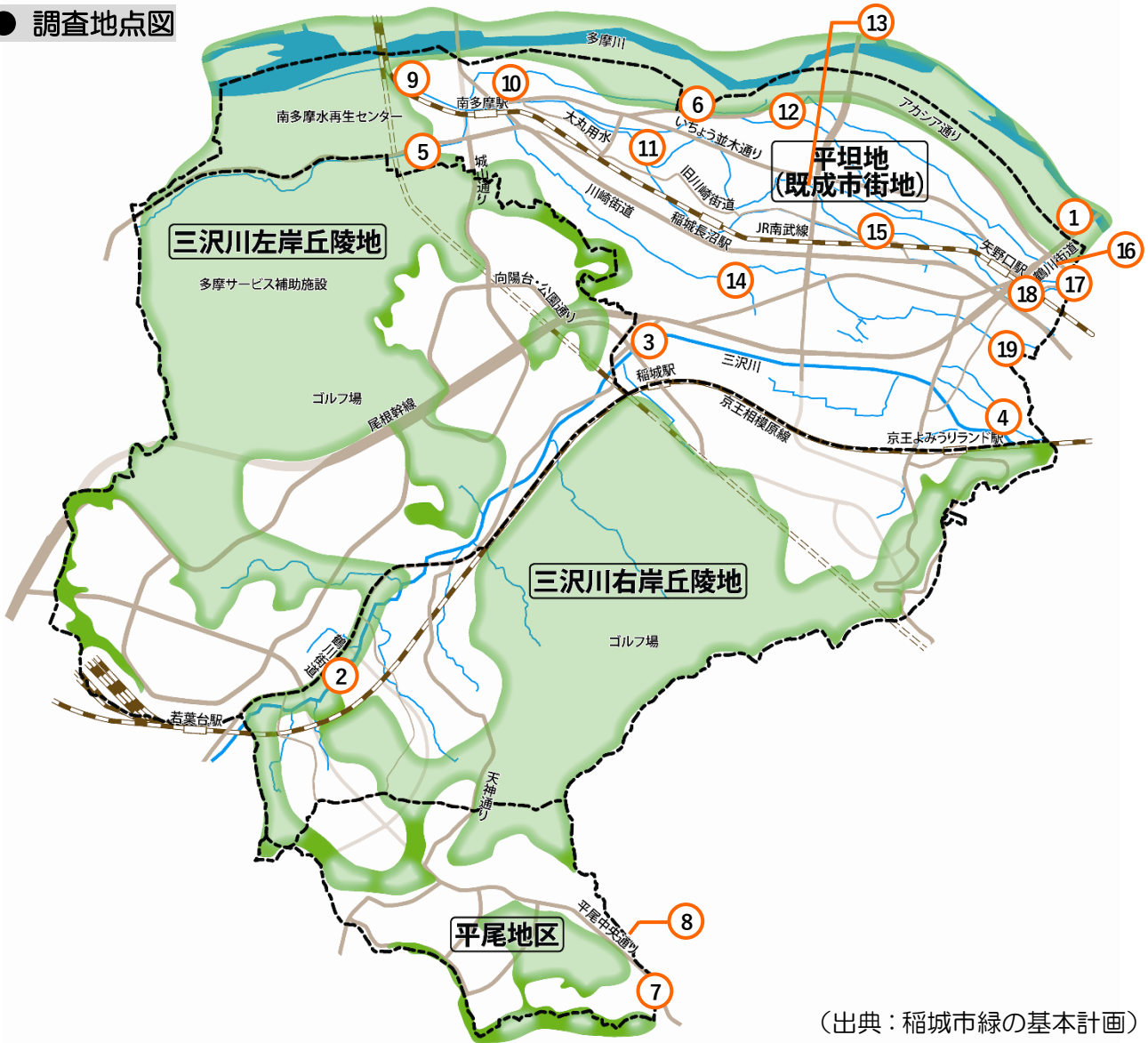


【コメント】 令和2年度の平均値は、5.5となっており、前年度と比較して、やや酸性の度合いが強くなっています。

河川水質調査

稲城市内を流れる河川の水質を監視するため、19箇所（類型指定のある河川4箇所、類型指定のない河川15箇所）、3項目（pH、BOD、SS）について調査しています。

● 調査地点図



(出典：稲城市緑の基本計画)

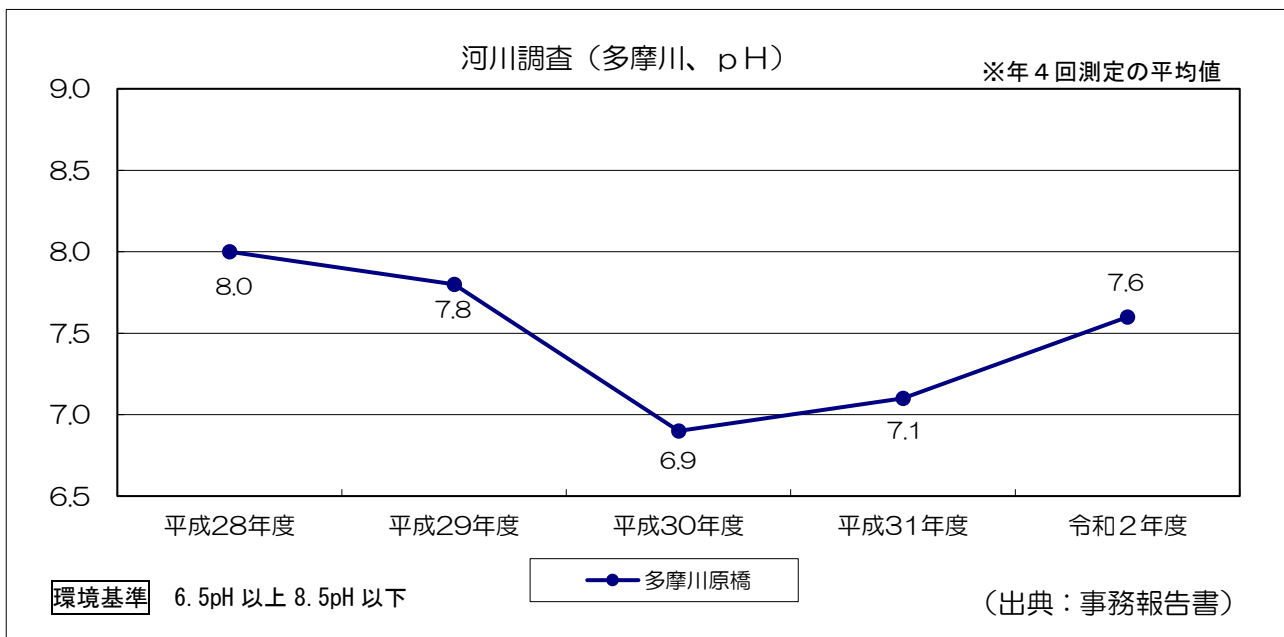
番号	河川名	位置	番号	河川名	位置
1	多摩川	多摩川原橋	11	大丸用水	大丸地区会館横
2	三沢川	坂浜 2257 付近	12		押立 349 付近
3		亀山橋	13		葎草橋
4		天神橋	14		東長沼 1997 付近
5		市立病院前	15		中藤公園前
6	谷戸川	多摩川合流前	16		多摩川放流口
7	麻生川	平尾 2-20 付近	17		田川
8		平尾 1-60 付近	18		菅堀
9	大丸用水	武蔵野線鉄橋下	19		清水川
10		分量橋			

【類型指定とは？】

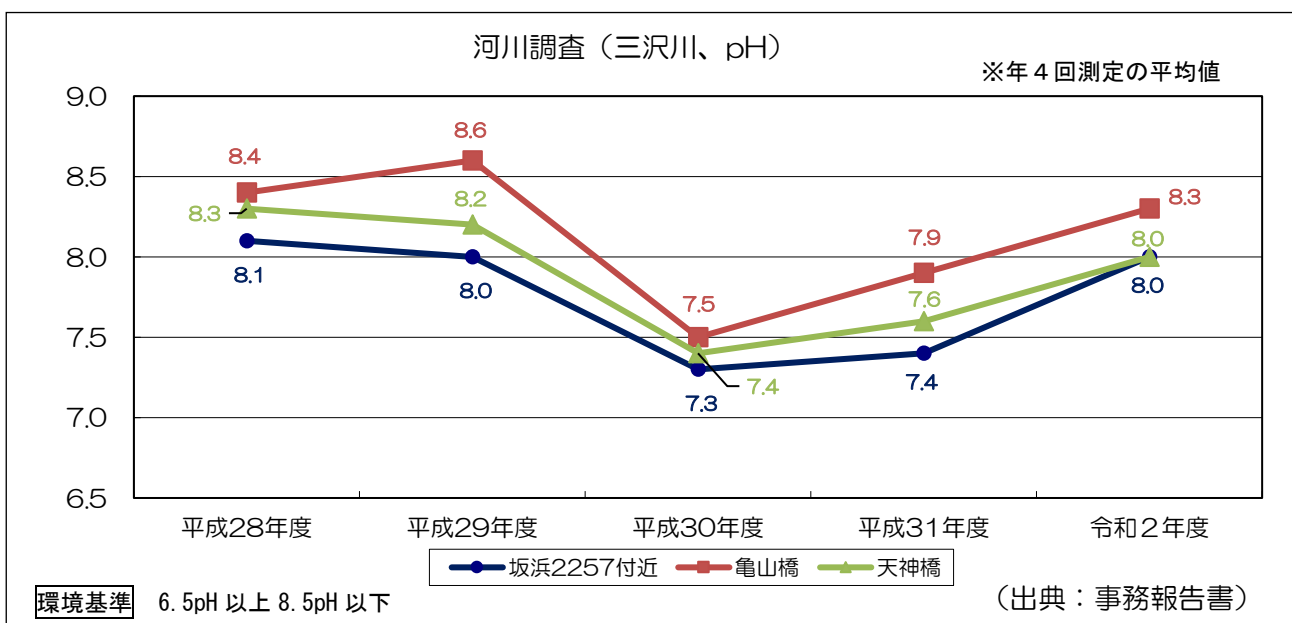
河川水質汚濁の環境基準（生活環境項目）については、国において利水目的（類型）別に基準値が示されています。これに基づき都道府県が河川等の状況等に応じて類型をあてはめ、指定していく方式となっています。これを「類型指定」といいます。

● 類型指定のある河川（pH）

河川名	類型	環境基準（pH）
多摩川	B 類型	6.5 以上 8.5 以下
三沢川	C 類型	



【コメント】 各年度ともB 類型河川に求められる環境基準値内でした。



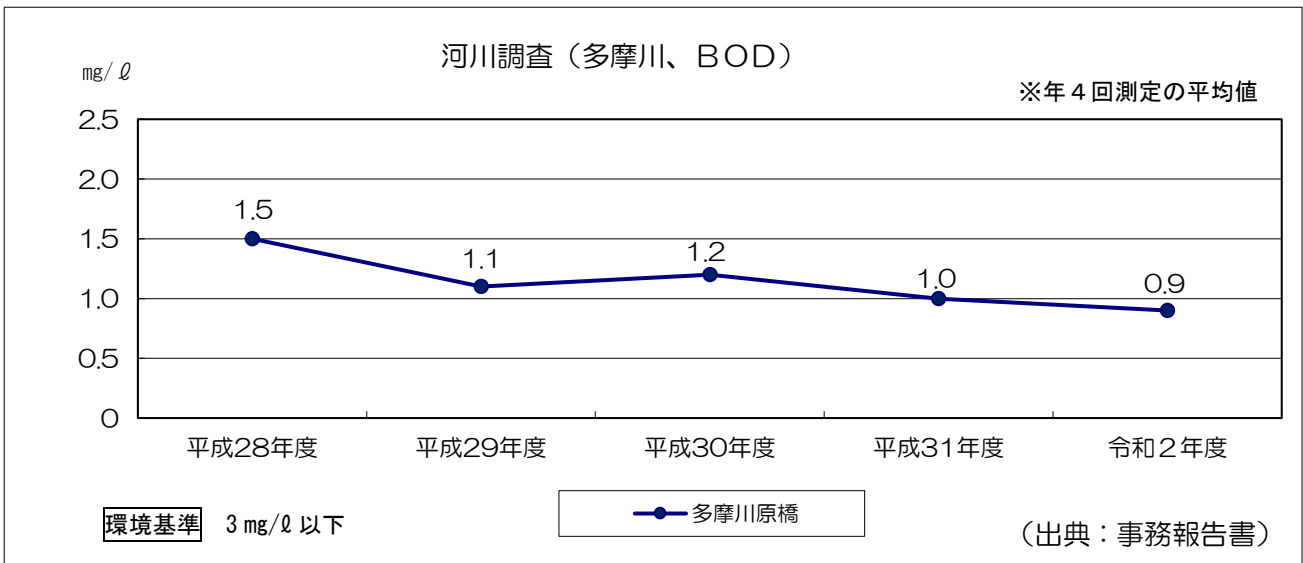
【コメント】 令和2年度は、全ての地点でC 類型河川に求められる環境基準値内でした。

● 類型指定のある河川（BOD）

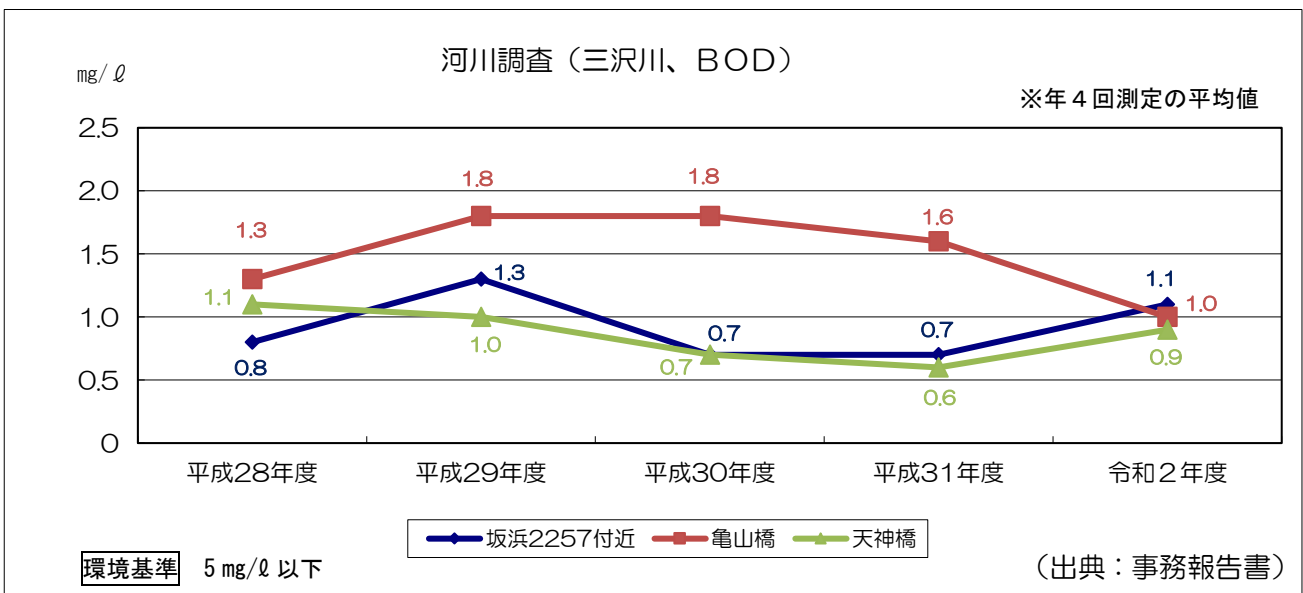
【BOD（Biochemical Oxygen Demand）とは？】

生物化学的酸素要求量：水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される酸素量のこと。BODの値が大きいほど水質汚濁の程度が大きくなります。

河川名	類型	環境基準（BOD）
多摩川	B 類型	3mg/ℓ以下
三沢川	C 類型	5mg/ℓ以下



【コメント】 各年度ともB 類型河川に求められる環境基準値を下回っております。

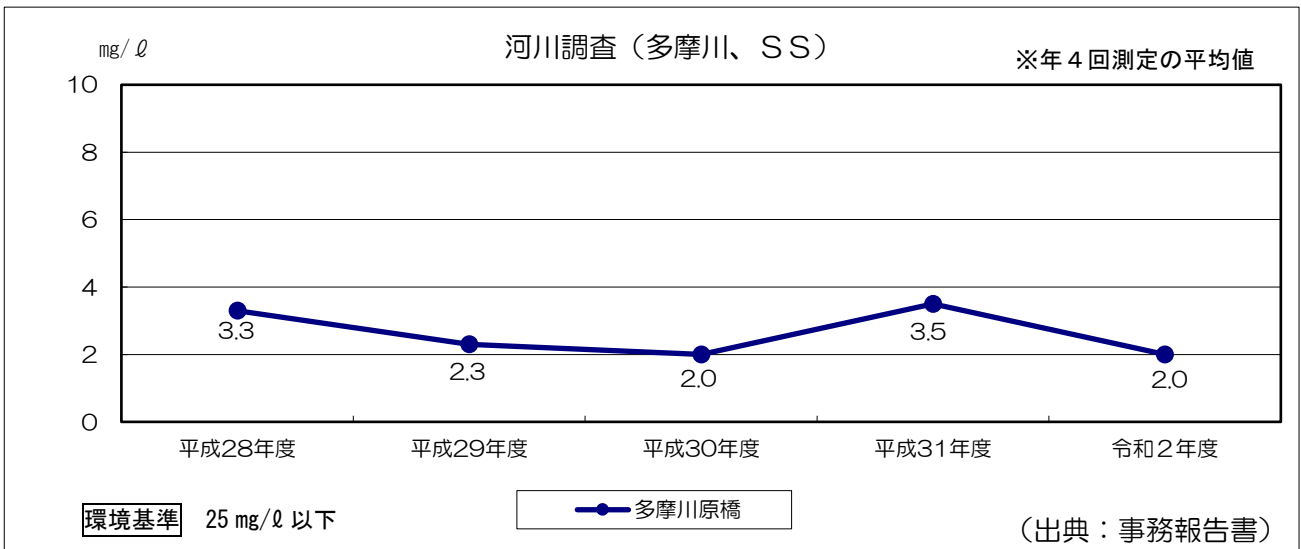


【コメント】 各年度・各地点とも、C 類型河川に求められる環境基準を下回っております。

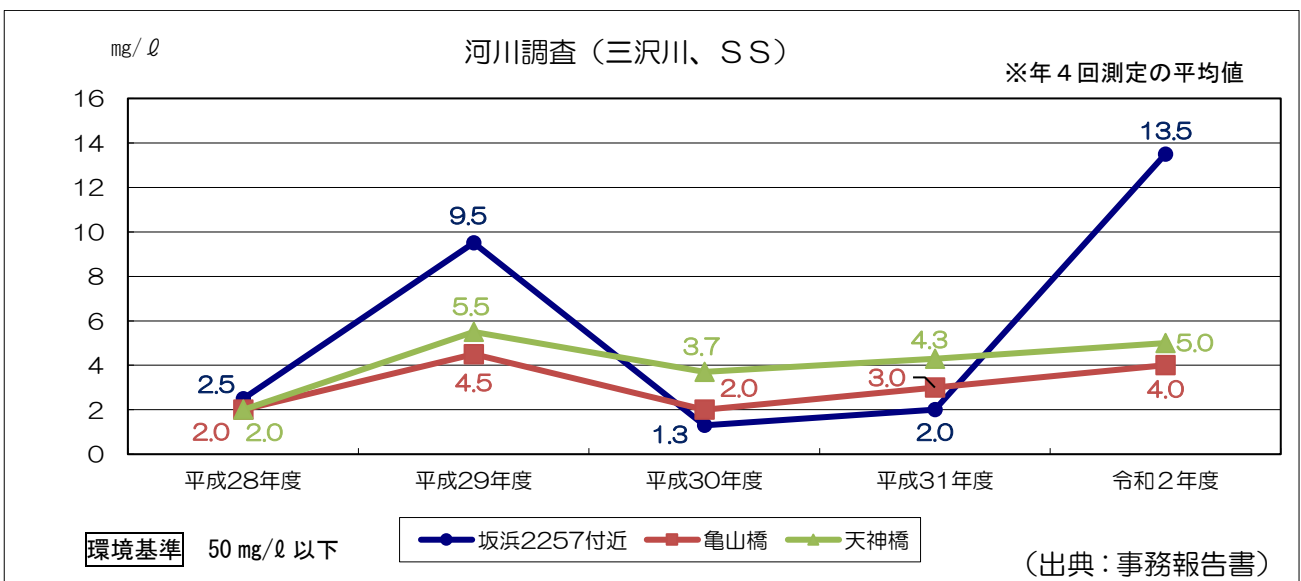
● 類型指定のある河川（SS）

【SS（Suspended Solids）浮遊物質とは？】
 水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の物質の量のこと。SS の値が大きいほど、透明度などの外観が悪化するほか、水中生物の光合成に影響を与えます。

河川名	類型	環境基準（SS）
多摩川	B 類型	25mg/ℓ以下
三沢川	C 類型	50mg/ℓ以下



【コメント】 各年度ともB 類型河川に求められる環境基準値を下回っております。



【コメント】 各年度・各地点とも、C 類型河川に求められる環境基準を下回っております。

● 類型指定のない河川

河川名	調査地点	調査項目（年度：平成） ※年4回測定の平均値											
		pH				BOD(mg/L)				SS(mg/L)			
		29年度	30年度	31年度	令和2年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度
谷戸川	市立病院前	8.6	9.0	8.1	8.4	235	1.0	17.2	4.5	17.8	20.0	4.8	12.5
	多摩川合流前	8.2	7.7	8.1	8.4	2.8	2.8	3.6	2.3	11.0	4.3	3.5	7.3
麻生川	平尾 2-20 付近	8.2	7.5	7.7	7.9	2.2	0.9	1.3	2.6	5.0	1.0	3.3	4.0
	平尾 1-60 付近	7.9	7.4	7.5	7.7	1.8	1.5	1.6	5.4	4.8	1.3	1.8	14.5
大丸用水	武蔵野線鉄橋下	8.2	7.2	7.5	8.0	1.4	0.8	0.5	1.0	4.5	3.0	4.0	5.8
	分量橋	8.2	7.2	7.4	7.9	1.1	1.2	0.5	1.2	5.3	4.0	3.5	7.0
	大丸地区会館横	8.2	7.2	7.4	8.0	0.9	0.9	0.7	1.2	5.3	5.7	6.0	11.5
	押立 349 付近	8.2	7.1	7.4	8.1	0.6	0.5	0.5	1.4	10.0	8.7	9.0	12.0
	葎草橋	8.2	7.2	7.5	8.2	3.9	1.0	0.8	1.1	19.0	12.7	12.5	7.3
	東長沼 1997 付近	8.5	7.6	7.9	8.4	0.8	0.7	0.5	0.6	7.5	6.5	4.7	4.7
	中藤公園前	8.4	7.3	7.5	8.2	0.9	1.0	0.7	1.1	10.3	12.7	15.0	8.8
	多摩川放流口	8.2	7.2	7.3	8.0	1.2	0.8	1.4	2.5	8.3	6.0	7.0	10.0
	田川	8.1	7.2	7.4	7.9	1.2	2.5	9.4	2.8	10.0	7.5	13.5	4.3
	菅堀	8.2	7.2	7.3	7.9	0.9	0.6	0.9	1.1	11.0	10.3	11.8	9.8
	清水川	8.4	7.2	7.4	8.1	1.0	0.8	0.7	1.1	7.5	6.7	6.5	5.0

(出典：事務報告書)

【コメント】 類型指定がなく、環境基準はありません。

なお、今回の調査結果を C 類型河川に当てはめると、令和 2 年度は麻生川の平尾 1-60 付近で BOD の数値が環境基準を超過しておりますが、これは年 4 回の測定のうち 6 月の数値が少雨や浄化槽からの放流水の影響で高くなったもので、以降は少ない数値で落ち着いております。

規模が小さい河川などは、流量や周辺環境の影響による数値的な変動が大きくなり、指標として評価することが難しいこともあり、類型指定がないと考えられます。このため、個々の調査地点のみで評価することは、類型指定のない河川に対しては、適切な評価となるものか判断が難しく、本流で類型指定されている多摩川や三沢川の数値の変動、谷戸川や大丸用水などでも一地点ではなく上流から下流など、河川を体系的に捉え、経過を注視していくことが大切であると考えております。

第3節 稲城市の緑・自然



● 保存樹木の指定状況

(単位：本)

	矢野口	東長沼	大丸	百村	坂浜	平尾	押立	向陽台	若葉台	合計
平成28年度	26	28	20	19	68	18	17	4	15	215
平成29年度	22	27	20	19	68	18	16	4	15	209
平成30年度	21	27	19	21	57	11	15	4	14	189
平成31年度	16	25	19	21	57	9	14	3	14	178
令和2年度	12	25	13	21	57	9	14	2	14	167

(出典：事務報告書)

【コメント】 都市基盤整備事業の進捗や樹木の病気による伐採により、指定の解除が行われていますが、今後は現状の維持に向け、他自治体の施策などを参考にしながら研究してまいります。

● 公園の面積

(各年4月1日現在)

	平成30年		平成31年		令和2年	
	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
総合公園	1	160,983	1	160,984	1	160,984
地区公園	2	163,811	2	163,811	2	163,811
近隣公園	4	106,856	4	106,857	4	106,857
街区公園	85	135,946	87	137,636	89	142,282
緑地	52	416,608	52	416,608	57	434,618
合計	144	984,204	146	985,896	153	1,016,709
一人当たり面積	—	10.92	—	10.84	—	10.98

(出典：統計いなぎ)

【コメント】 今後も区画整理事業等の進捗にあわせて公園の整備を進めていきます。

なお、令和2年4月1日現在の都民一人当たりの都市公園面積は5.73㎡となっています。これに対し稲城市民一人あたりの面積は10.98㎡であることから、稲城市内は日々の暮らしの中で身近に緑に触れ合える自然環境が充実していることがうかがえます。

【用語解説】

- 総合公園 都市住民全般の休息、観賞、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。
- 地区公園 主として徒歩圏内に居住する方の利用に供することを目的とする公園。敷地面積は4haを標準として配置する。
- 近隣公園 主として近隣に居住する方の利用に供することを目的とする公園。敷地面積は、2haを標準として配置する。
- 街区公園 主として街区内に居住する方の利用に供することを目的とする公園。敷地面積は、0.25haを標準として配置する。

● 街路樹の状況

(単位：本)

ケヤキ	サクラ	イチョウ	ハナミズキ	ユリノキ	ナンキンハゼ	エゴノキ
1,262	862	606	571	279	130	128
ヤマボウシ	キンモクセイ	コナラ	リョウブ	イヌシデ	ウツギ	ヌルデ
126	115	101	95	90	75	69
ハニカナメモチ	カリン	ムクゲ	サンゴジュ	トチノキ	キフジ	ネズミモチ
68	60	53	57	53	53	50
モミジ	その他 66種類	合計 88種類 7,588本				
26	2,659	(令和2年4月1日現在)				

【コメント】 街路樹には騒音を防いだり、火災による延焼を食い止める効果もあります。

(出典：統計いなぎ)

● 自然環境保全地域の指定状況

名 称	面積(m ²)	主な樹種	指定年度
穴澤天神社	4,320.00	スギ・ヒノキ	昭和 50 年度
円照寺 大麻止乃豆乃天神社	763.00 6,950.00	ナラ・クヌギ	昭和 50 年度 平成 22 年度
杉山神社 戦没者慰霊碑	2,545.00 461.00	ソロ・スギ・ケヤキ・クヌギ	昭和 51 年度
坂浜天満神社 一村共有地	3,386.29 890.00	スギ・サクラ・ソロ	昭和 52 年度
妙見寺	28,504.31	クヌギ・コナラ	昭和 59 年度 平成 21 年度
普門庵	6,215.00	コナラ・エゴノキ・アラカシ・シラカシ・ヤマモミジ	平成 7 年度
よみうりランド北側緑地	21,343.40	スギ・ヒノキ	平成 21 年度
上谷戸大橋東側緑地	3,392.95	ケヤキ	平成 22 年度
保健センター西側緑地	1,602.00	タケ・ケヤキ	平成 23 年度
平尾谷戸通り南側緑地	2,772.00	ミズナラ・カシ	平成 23 年度
ひらお苑北側緑地	2,914.00	タケ	平成 24 年度
弁天洞窟南側緑地	2,228.00	タケ	平成 25 年度
天神山東緑地	7,306.79	タケ	平成 27 年度
六間台南側緑地	3,926.00	タケ	平成 29 年度
妙見寺西側緑地	21,491.00	クヌギ・コナラ・イタヤカエデ	平成 29 年度
薄葉谷戸川清田緑地	3,784.00	クヌギ・コナラ・シカラシ	平成 31 年度
籠谷周辺緑地	11,792.00	クヌギ・コナラ・ヤマザクラ	令和2年度
合計 17 箇所	136,586.74	—	—

(出典：事務報告書)

● その他市内の緑地等の指定状況

指 定	名 称	面積(m ²)	指定年度
特別緑地保全地区	稲城ふれあいの森	62,000.00	平成 25 年度
里山保全地域	連光寺・若葉台里山保全地域	17,201.40 (全体 32,923.00)	平成 26 年度
合計 2 箇所	—	79,201.40	—

● 湧水

湧水は豊かな自然を育む水路や池、河川などの水源であり、市民にうるおいとやすらぎを提供する貴重な存在です。

—代表的な湧水場所—

<p>穴澤天神社 自然環境保全地域に指定。東京の名湧水 57 選に選定され、湧水のある洞窟と社寺林、周辺が一体的な樹林地となっています。</p>		<p>妙見寺 自然環境保全地域に指定。境内樹林と周辺の畑、林が一体的な緑地となっており、湧水を手水舎まで引き込んでいます。</p>	
---	---	--	---

【コメント】 雨水の地下浸透などにより、地下水の涵養が図られます。そのため、土の見える面や、雨水浸透マスを増やしていくことが有効です。



第 4 節 稲城市の騒音・振動

騒音・振動調査

交通騒音・振動の状況を監視するため、年 1 回（夏季）、昼間 9 地点・夜間 2 地点（振動は 9 地点）で調査を実施しています。

自動車の走行に伴い発生する騒音・振動は、交通量、特に大型車の混入、交通渋滞、走行速度等が大きく影響を及ぼしています。また、自動車やバイクのエンジン音、大音量のカーステレオなども発生源になっています。

【要請限度とは】

騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音及び振動レベルのことです。

● 騒音について

【騒音をはかるものさし】

騒音の大きさは騒音レベル（単位はデシベル：dB）という対数（log）を用いた値であらわれます。同じエネルギーの音でも、周波数の高低により人間の耳で感じる音の大きさは異なります。そこで、対数を用いて数値化することで人間の耳で感じる音の感覚に近い値を得ることができます。

音圧レベル	音のめやす
120 dB	飛行機エンジンの近く
110 dB	自動車の警笛（前方 2m）・リベット打ち
100 dB	電車が通るときのガード下
90 dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 dB	地下鉄の車内・ピアノの演奏（前方 1m）
70 dB	電話のベル・騒々しい事務所の中・騒々しい街頭

60dB	静かな乗用車・普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	市内の深夜・図書館・静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜・ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音・置時計の秒針の音（前方1m）

※音のサンプルとして示したのは模擬音の例であり、実際の音量ではありません。

（出典：（公財）日本環境協会）

● 騒音測定結果

（評価値：等価騒音レベル L_{Aeq} 、単位：dB）

地点名	昼夜の別	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	基準		
						要請限度	環境基準	
矢野口交差点	(昼間)	71	71	71	70	75以下	70以下	
新大丸交差点	(昼間)	71	71	71	69	75以下	70以下	
坂浜交差点	(昼間)	69	68	70	68	75以下	70以下	
稲城大橋入口交差点	(昼間)	69	70	69	69	75以下	70以下	
稲城五中入口交差点	(昼間)	65	65	65	64	75以下	70以下	
若葉台公園西交差点	(昼間)	66	67	69	67	75以下	70以下	
若葉台入口交差点	(昼間)	63	65	63	65	75以下	70以下	
川崎 街道	東長沼陸橋西 側	(昼間)	68	67	68	68	75以下	70以下
		(夜間)	63	63	63	63	70以下	65以下
	大丸公園前	(昼間)	68	69	70	66	75以下	70以下
		(夜間)	63	64	64	59	70以下	65以下

※交差点7地点は、8月19日7時～19時の12時間調査を、川崎街道2地点は8月19日7時～20日7時の24時間調査を実施しました。

（出典：事務報告書他）

【コメント】 全地点で要請限度を下回っております。

● 振動について

【振動をはかるものさし】

振動の大きさは振動レベル（単位はデシベル：dB）という値であらわします。騒音レベルと同様に、周波数などを人体感覚に合うように補正して数値化しています。地震の震度でみると人体に振動を感じないいわゆる「震度ゼロ」は55dB以下であり、「震度1」が55～65dBに相当します。

震度 階級	振動レベル (単位 dB)	人の体感・行動	屋内の状況
0	55以下	人は揺れを感じない。	
1	55～65	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。	
2	65～75	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。

震度階級	振動レベル (単位 dB)	人の体感・行動	屋内の状況
4	85~95	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱	95~105	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。
5強	95~105	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。
6弱	105~110	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
6強		立っていることができません、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
7	110以上	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。

(出典：気象庁、環境省資料)

● 振動測定結果

(評価値：振動レベルL₁₀、単位：dB)

地点名	昼夜の別	平成	平成	平成	令和	基準	
		29年度	30年度	31年度	2年度	要請限度	
矢野口交差点	(昼間)	38	34	38	34	70以下	
	(夜間)	36	36	39	36	65以下	
新大丸交差点	(昼間)	48	47	47	44	70以下	
	(夜間)	46	49	48	43	65以下	
坂浜交差点	(昼間)	48	49	48	49	65以下	
	(夜間)	50	49	50	51	60以下	
稲城大橋入口交差点	(昼間)	44	45	45	44	65以下	
	(夜間)	46	45	45	44	60以下	
稲城五中入口交差点	(昼間)	46	47	40	40	65以下	
	(夜間)	47	47	41	40	60以下	
若葉台公園西交差点	(昼間)	39	39	38	39	65以下	
	(夜間)	41	41	39	39	60以下	
若葉台入口交差点	(昼間)	41	41	42	41	65以下	
	(夜間)	44	43	44	44	60以下	
川崎街道	東長沼陸橋西側	(昼間)	41	41	41	40	65以下
		(夜間)	36	36	38	35	60以下
	大丸公園前	(昼間)	39	39	40	39	70以下
		(夜間)	32	33	33	32	65以下

(出典：事務報告書他)

※交差点7地点は、8月19日7時~19時の12時間調査を、川崎街道2地点は8月19日7時~20日7時の24時間調査を実施しました。

【コメント】 全調査地点で要請限度基準を下回っており、数値も概ね横ばいに推移しています。今後も経年変化などを確認しながら、必要に応じて調査などを行ってまいります。

交通量調査

● 交差点交通量調査結果

調査時間	12 時間調査							
調査日時	平成 29 年 8 月 22 日 7 時～19 時		平成 30 年 8 月 21 日 7 時～19 時		令和元年 8 月 21 日 7 時～19 時		令和 2 年 8 月 19 日 7 時～19 時	
調査地点	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
矢野口交差点	33,236	11.5	32,819	13.7	31,954	14.6	32,103	12.4
新大丸交差点	31,608	15.9	31,913	16.9	31,469	13.4	32,918	11.1
坂浜交差点	12,306	5.2	11,921	9.0	11,418	10.5	11,506	10.5
稲城大橋入口交差点	19,379	8.8	18,798	12.0	19,497	11.4	19,790	9.7
稲城五中入口交差点	15,035	14.3	14,442	11.9	14,347	14.8	15,724	12.1
若葉台公園西交差点	13,437	15.8	13,431	10.2	13,455	13.5	14,093	12.6
若葉台入口交差点	15,840	8.3	15,980	8.4	16,310	7.2	21,395	6.4

(出典：事務報告書他)

【コメント】 交差点 7 地点における 12 時間の流入交通量は、川崎街道の新大丸交差点が最も多く、次いで多かったのが川崎街道の矢野口交差点でした。

令和 2 年度は、若葉台地区坂平橋の交通開放を受け、若葉台入口交差点の交通量が増加しています。

● 幹線道路交通量調査結果

調査時間	24 時間調査							
調査日時	平成 29 年 8 月 22 日 7 時 ～23 日 7 時		平成 30 年 8 月 21 日 7 時 ～22 日 7 時		令和元年 8 月 21 日 7 時 ～22 日 7 時		令和 2 年 8 月 19 日 7 時 ～20 日 7 時	
調査地点	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
川崎街道 東長沼陸橋西	19,989	17.0	19,141	16.6	14,539	13.4	14,271	17.3
川崎街道 大丸公園前	30,420	15.4	29,762	14.1	21,201	12.3	22,081	14.6

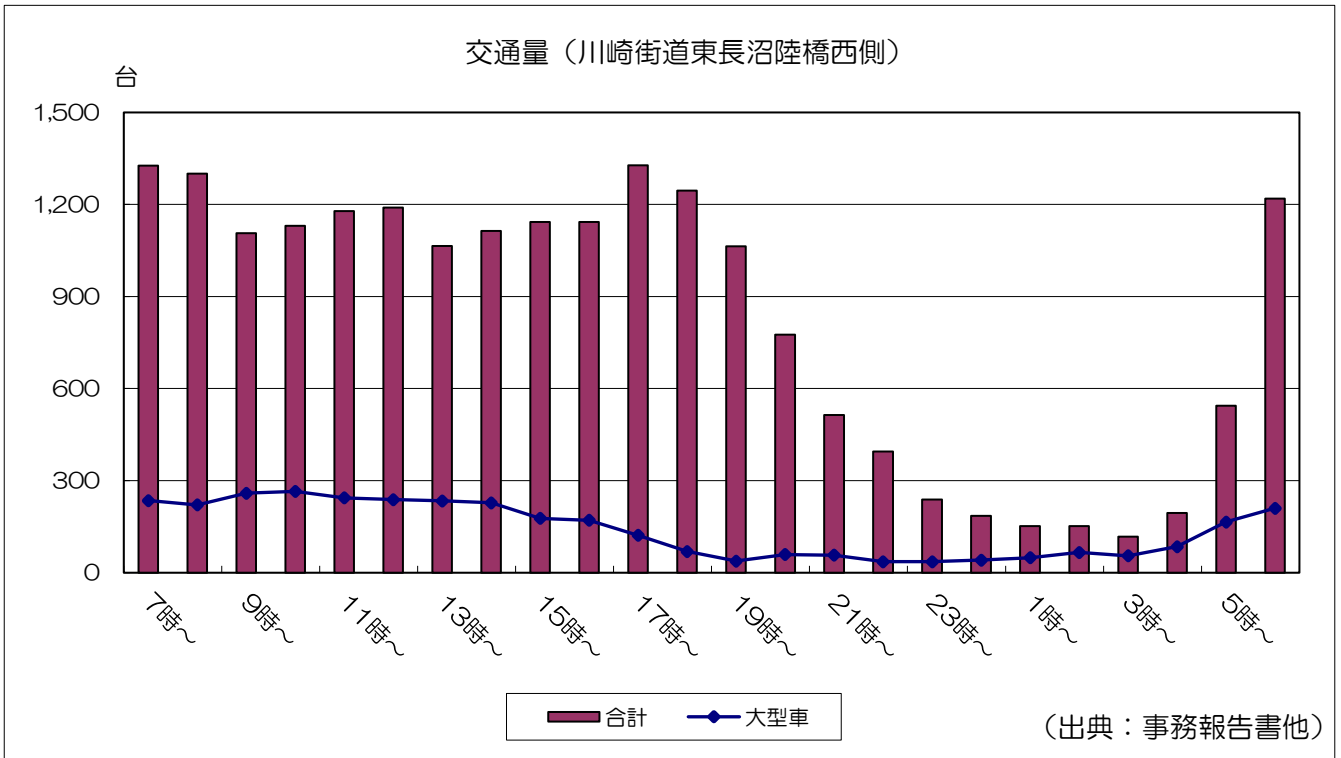
(出典：事務報告書他)

【コメント】 令和 2 年度は前年度に比べ、大幅な増減はありません。

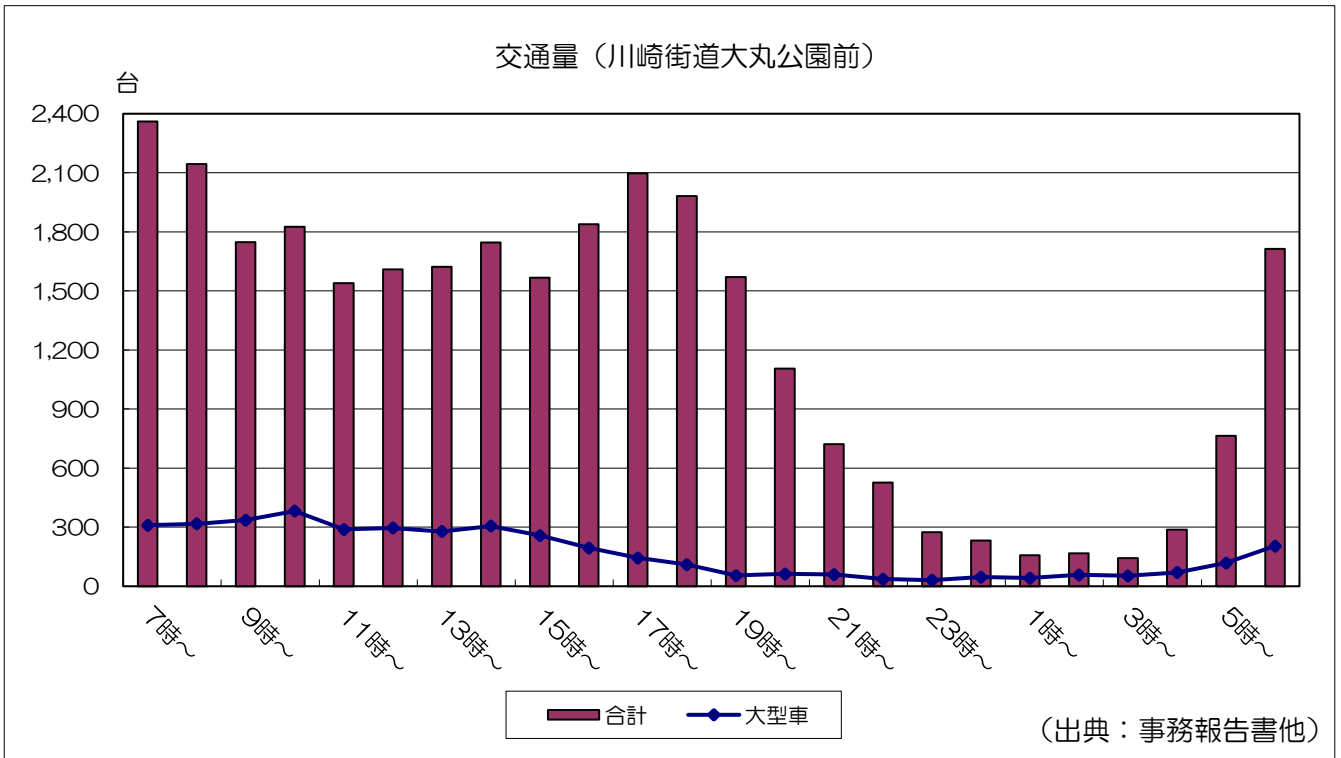
● 幹線道路における時系列交通量（24 時間）

騒音の原因の一つとなる、大型車を別記した時間帯別交通量です。

調査日：8月19日～20日



調査日：8月19日～20日



第5節 有害化学物質について

ダイオキシン類調査

ダイオキシン類による汚染状況を監視するため、ダイオキシン類の調査を実施しています。令和2年度も前年度同様、年間で2回の調査を行いました。測定結果は、令和2年度においても環境基準を下回っております。

【ダイオキシン類とは？】

ダイオキシン類とは、有用物質として製造されたものではなく、ものの焼却過程などで自然に発生する物質です。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDDs) 75 種類（塩素の数の違いによる同族体の種類、その成分であるベンゼン環に付く、塩素の位置の違いによる異性体の種類によって多くの種類に分けられる）、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) 135 種類、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCBs) 十数種類があります。

これらの物質は、安定した状態を保つことが多く、生物などによって分解されることがほとんどなく、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれています。

【ダイオキシン類の毒性等】

毒性については、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い「2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシン (2,3,7,8-TeCDD)」の毒性を基準に、他のダイオキシン類の毒性を決めています。これを毒性等価係数といいます。この係数を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値を毒性等量 (TEQ) といい、大気中濃度の表現例として、 pg-TEQ/m^3 (xピコグラム・ティーイーキュー・毎・立方メートル) 等が使われます。これは、 1 m^3 の大気中に含まれる毒性が、2,3,7,8-TeCDD 換算でxpg (p:ピコは1兆分の1) 分にあたることを意味しています。

人体へは食品から吸収されるものがほとんどで、脂肪組織に残留しやすく、一度摂取されたダイオキシン類は、その量が半分になるのに約7年かかるといわれています。

● ダイオキシン類測定結果 (大気)

地点名	日 程	毒性等量 (pg-TEQ/m ³)	環境基準値 (pg-TEQ/m ³)
市役所屋上	平成 29 年 (夏季) 8月 16 日~8月 23 日	0.017	0.6 以下
	平成 30 年 (冬季) 2月 9 日~2月 16 日	0.014	
	平成 30 年 (夏季) 8月 22 日~8月 29 日	0.013	
	平成 31 年 (冬季) 2月 8 日~2月 15 日	0.023	
	令和 元年 (夏季) 8月 21 日~8月 28 日	0.015	
	令和 2 年 (冬季) 2月 7 日~2月 14 日	0.015	
	令和 2 年 (夏季) 8月 21 日~8月 28 日	0.017	
	令和 3 年 (冬季) 2月 9 日~2月 16 日	0.017	

(出典：事務報告書)

【コメント】 環境基準を下回っております。

東京都調査結果との比較（年度平均値）

（単位：pg-TEQ/m³）

番号	調査地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
1	中央区晴海局	0.022	0.026	0.021	0.019	0.018
2	大田区東糀谷局	0.028	0.017	0.024	0.018	0.015
3	世田谷区世田谷局	0.015	0.016	0.020	0.016	0.011
4	板橋区氷川町局	0.022	0.018	0.022	0.021	0.016
5	練馬区石神井町局	0.016	0.019	0.017	0.014	0.011
6	足立区西新井局	0.028	0.029	0.025	0.027	0.026
7	葛飾区鎌倉	0.027	0.033	0.030	0.030	0.020
8	江戸川区春江町局	0.025	0.021	0.025	0.026	0.018
9	八王子市片倉町局	0.0094	0.018	0.014	0.016	0.013
10	八王子市大楽寺町	0.0093	0.0093	0.015	0.0096	0.012
11	立川市錦町	0.012	0.015	0.018	0.020	0.021
12	多摩市能ヶ谷局	0.010	0.013	0.020	0.012	0.011
13	小金井市本町局	0.014	0.014	0.014	0.015	0.011
14	福生市本町局	0.010	0.011	0.011	0.013	0.023
15	東大和市奈良橋局	0.011	0.014	0.015	0.011	0.010
16	清瀬市下宿	0.017	0.020	0.020	0.019	0.012
17	西多摩郡檜原局	0.0071	0.0057	0.0085	0.0061	0.0098
	最大値	0.028	0.033	0.030	0.030	0.026
	最小値	0.071	0.0057	0.0085	0.0061	0.0098
	平均値	0.017	0.018	0.019	0.017	0.015
	多摩部平均値（檜原局除く）	0.012	0.014	0.016	0.014	0.014
	稲城市	0.013	0.016	0.018	0.015	0.017

（出典：東京都環境局「令和2年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」、事務報告書）

【コメント】 環境基準を下回っております。

※ 東京都調査の採取時間は 168 時間で実施。

※ 毒性等価係数：WHO-TEF（2006）。

● クリーンセンター多摩川焼却炉排ガスにおけるダイオキシン類測定値

※(単位:ng-TEQ/m³N)

	1号炉		2号炉		3号炉		排出基準
	日付(年,月,日)	数値	日付(年,月,日)	数値	日付(年,月,日)	数値	
28年度	平成28.4.12	0.000049	平成28.6.3	0.0000011	平成28.4.13	0.000046	1以下
	平成28.10.17	0.0000078	平成28.11.8	0.00013	平成28.10.13	0.0000031	
29年度	平成29.6.6	0.00097	平成29.4.5	0.0000016	平成29.4.14	0.00011	
	平成29.12.5	0.0000017	平成29.10.11	0.000072	平成29.10.12	0.0000022	
30年度	平成30.6.27	0.00027	平成30.4.16	0.0010	平成30.4.9	0.0000025	
	平成30.12.5	0.0000018	平成30.10.2	0.0000032	平成30.10.3	0.0000027	
31年度	令和元.5.8	0.000060	令和元.5.9	0.000054	令和元.5.24	0.0000024	
	令和元.11.13	0.0000012	令和元.11.14	0.00000057	令和元.10.16	0.0000017	
令和2年度	令和2.5.12	0.000085	令和2.5.13	0.0000015	令和2.5.29	0.000041	
	令和2.10.13	0.0000015	令和2.10.30	0.0000019	令和2.10.14	0.0000015	

【コメント】 排出基準を下回っております。(出典:多摩川衛生組合ホームページ)

※廃棄物焼却炉の排ガス排出基準の単位は「ng(ナノグラム)」です(n:ナノは10億分の1)。

● ダイオキシン類測定結果(水質・河川)

地点名	調査年月	毒性等量(pg-TEQ/L)	環境基準値(pg-TEQ/L)
三沢川・天神橋	令和2年春季	0.075	1以下
	令和2年秋季	0.19	

(出典:東京都環境局「令和2年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」)

【コメント】 最新の調査では環境基準を下回っております。

● ダイオキシン類測定結果(水質・地下水)

地点名	調査年月	毒性等量(pg-TEQ/L)	環境基準値(pg-TEQ/L)
坂浜	平成29年9月	0.021	1以下

(出典:東京都環境局「ダイオキシン類調査結果」)

【コメント】 最新の調査では環境基準を下回っております。(5年に一度の調査)

● ダイオキシン類測定結果(土壌)

地点名	調査年度	毒性等量(pg-TEQ/g)	環境基準値(pg-TEQ/g)
百村	平成28年10月	2.0	1,000以下

(出典:東京都環境局「ダイオキシン類調査結果」)

【コメント】 最新の調査では環境基準を下回っております。(5年に一度の調査)

●市内における「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質の排出量等の届出制度（PRTR 制度；Pollutant Release and Transfer Register）による有害化学物質の届出の状況

日常生活において利用している多くの化学物質が、環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。そこで、どんな物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の 1 つとして、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR 法）に基づく化学物質の排出量等の届出制度があります。この制度では、対象となる事業者は、どのような化学物質を 1 年間にどれだけ環境中に排出したか、あるいは廃棄物として移動させたかなどについて報告し、国はそれぞれ集計して公表しています。

年 度	届出件数	排出量 (kg)	移動量 (kg)
令和 2 年度	8	15,837	88,700
平成 31 年度	7	16,685	99,180

（出典：経済産業省 HP・環境省 HP「第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果等」）

市では、PRTR 法とは別に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 110 条に基づく「適正管理化学物質の使用量等」の報告を事業者より受けております。

【参考】

年 度	事業所数	排出量 (kg/年)	移動量 (kg)
令和 2 年度	10	10,136	5,170
平成 31 年度	10	11,507	5,592

（出典：事務報告書他）

第6節 稲城市の温室効果ガス排出量について

温室効果ガス

地球温暖化の主たる要因として、温室効果ガスの影響が指摘されています。

平成20年度に、東京62市区町村共同事業として、温室効果ガス排出量標準算定手法が策定されました。本算定手法に伴い、温室効果ガスの排出量が算出されました。

利用可能な統計データが揃う平成31年までの数値となります。

● 温室効果ガス排出量の推移

(単位：1000t-CO₂eq)

ガス種	基準年*	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
二酸化炭素	197	264	273	293	311	313	300	284	280	286	282	271
メタン	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
一酸化二窒素	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ハイドロフルオロカーボン類	1	7	8	8	10	13	14	16	18	20	21	22
パーフルオロカーボン類	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六フッ化硫黄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三フッ化窒素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	202	273	283	304	323	328	317	302	299	308	305	296

(出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1991年度～2019年度）」)

※基準年は、京都議定書における基準年（1990年）

※二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素は平成2年、ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六フッ化硫黄は平成7年、三フッ化窒素は平成25年に温室効果ガスとして追加。

※温室効果ガス排出量の各年度の合計は四捨五入の関係で異なることがあります。

※単位の「CO₂eq」とは、「CO₂ equivalent」の略であり、地球温暖化係数を用いてCO₂相当量に換算した値です。

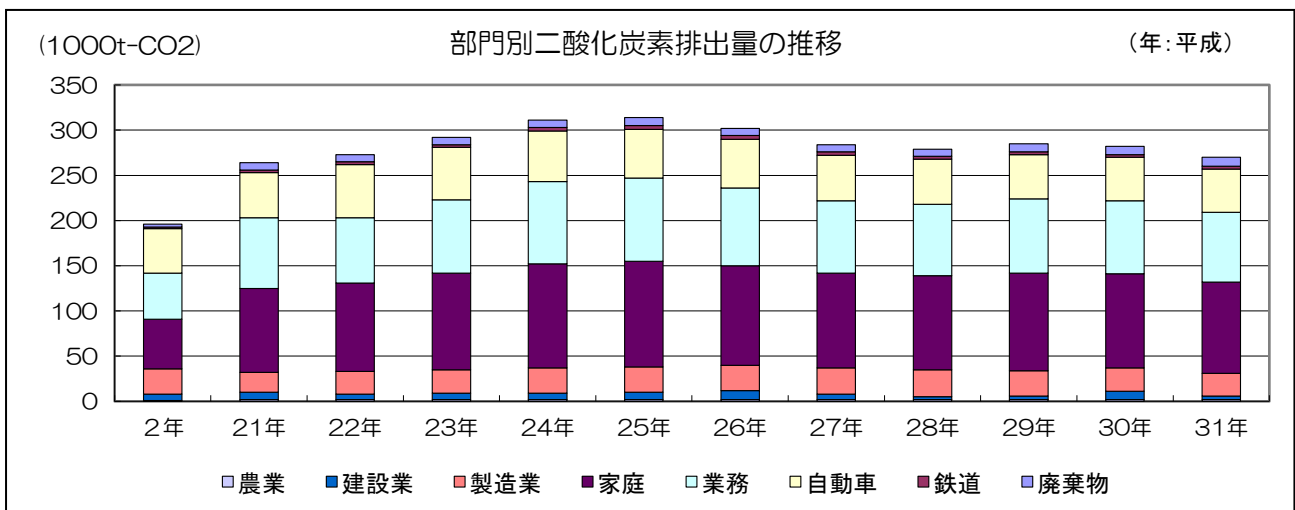
● 部門別二酸化炭素排出量の推移

(単位：1000t-CO₂)

部 門	平成2年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
産業部門	農業	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	建設業	7	8	6	7	7	8	10	6	3	4	9
	製造業	28	22	25	26	28	28	28	29	30	28	26
	合計	36	32	34	35	37	38	40	37	35	34	38
民生部門	家庭	55	93	98	107	115	117	110	105	104	108	104
	業務	51	78	72	81	91	92	86	80	79	82	81
	合計	106	171	170	188	206	208	195	185	183	190	185
運輸部門	自動車	49	59	59	58	56	54	54	50	50	49	48
	鉄道	2	3	3	3	4	4	4	4	3	3	3
	合計	51	53	62	61	60	58	57	54	54	52	51
廃棄物部門	3	7	8	8	8	8	9	8	9	9	9	
合計	197	264	273	293	311	313	300	284	280	286	282	
増減率(基準年比)	基準年	34%	39%	49%	58%	59%	52%	44%	42%	45%	43%	

(出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1991年度～2019年度）」)

※温室効果ガス排出量の各年度の合計は四捨五入の関係で異なることがあります。



【コメント】 二酸化炭素排出部門別では、家庭部門が一番多くを占めています。

【気候変動対策】

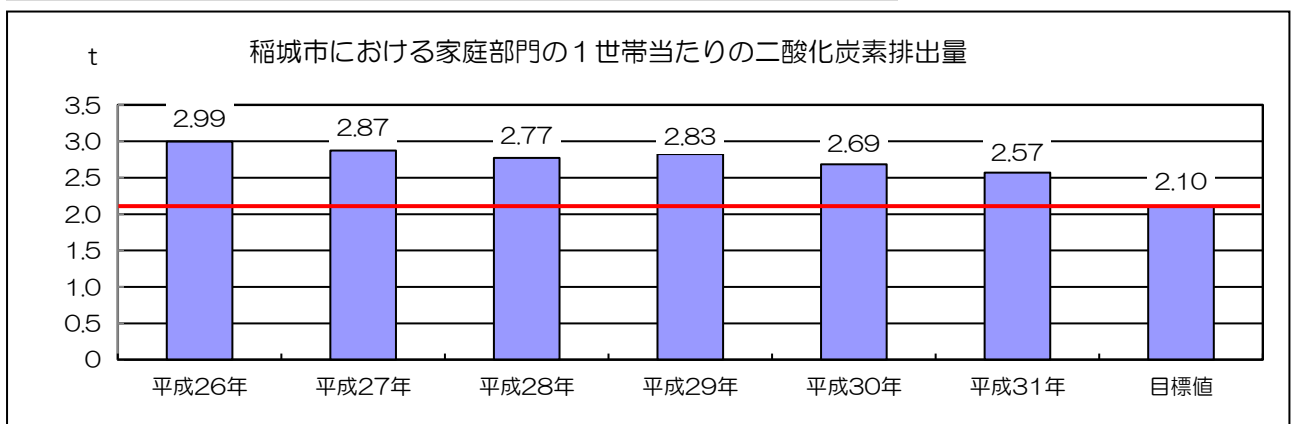
2015年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択されたパリ協定は、2020年以降の気候変動対策に関する法的枠組みです。

このパリ協定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5度上昇を抑えることを努力目標としました。それに向け、日本は、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスの26%減を表明しました。

気候変動対策としての温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪の関係であり、従来からの地球温暖化対策推進法による「緩和策」に加え、国や地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化した「適応策」として2018年12月に気候変動適応法が施行されました。

日本でもすでに顕在化している異常気象や生態系などへの気候変動の影響を最小化・回避するための具体的な諸政策や高温化でも品質が落ちにくい農作物の開発や災害に強いインフラ整備等を通して、その分野は多岐に及んでおり、地域での気候変動に対する適応の強化が一層求められています。

● 稲城市における家庭部門の1世帯当たり二酸化炭素排出量

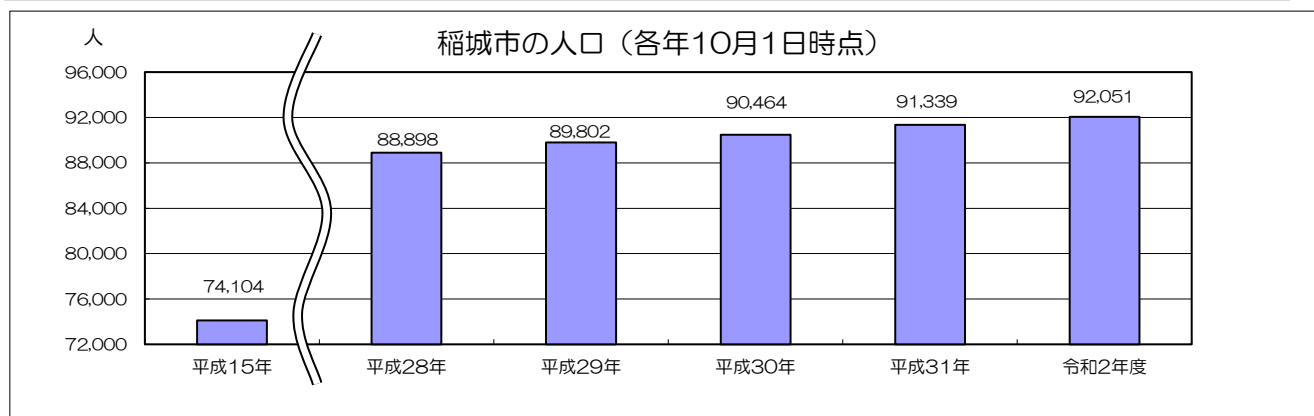


【コメント】 二酸化炭素排出量は上下しながら減少傾向で推移していますが、目標の達成に向けて引き続き、家庭における一人ひとりの温暖化防止に向けた取り組みの推進が必要です。

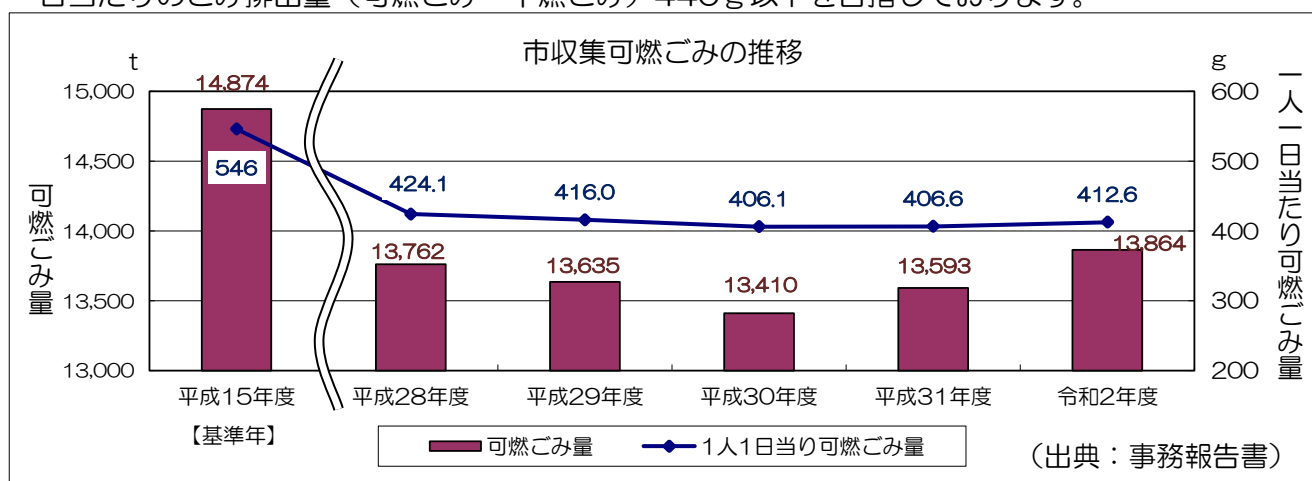
「都における家庭部門の電気使用量の機器別割合」では、家庭の電気使用量は照明、冷蔵庫、エアコン、テレビで約6割を占めます。具体的な取り組みとしては、冬場の室温は20度、夏場は28度を目安にする、LED照明設備に買い換えるなどの省エネ対策を行うことや、太陽光発電施設や太陽熱温水機器等の設置による創エネ対策を行うことで温暖化防止につながります。

第7節 ごみ・リサイクルについて

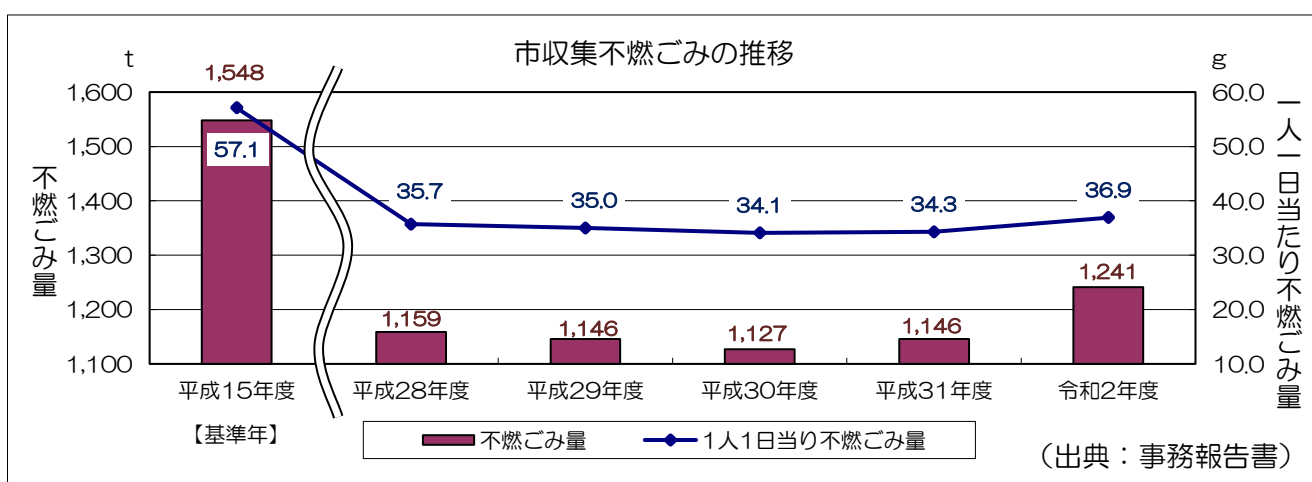
ごみ量



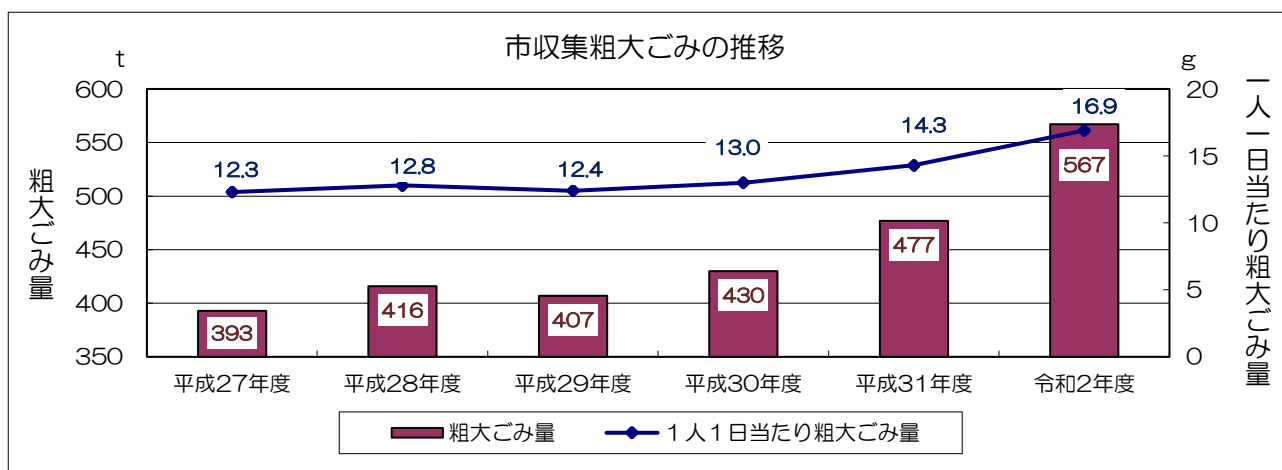
第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成26年度～令和5年度）では、一人一日当たりのごみ排出量（可燃ごみ・不燃ごみ）440g以下を目指しております。



【コメント】 ごみの有料化（平成16年10月）以降、一人当たりの可燃ごみ量は減少傾向にあり、市民意識の向上が伺えますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市民の在宅時間が増えたことなどの影響により、可燃ごみの排出が増えました。



【コメント】 ごみの有料化（平成16年10月）以降、一人当たりの不燃ごみ量は減少傾向にあり、市民意識の向上が伺えますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市民の在宅時間が増えたことなどの影響により、不燃ごみの排出が増えました。



【コメント】 粗大ごみ量及び収集点数は増加傾向にあります。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市民の在宅時間が増えたことなどの影響により、片付けごみの排出が増えました。

● 粗大ごみ収集内訳

(単位：点)

年度	電気・ガス類	家具・寝具類	遊具類	自転車	その他	合計
平成27年度	11,916	24,419	4,233	1,572	8,114	50,254
平成28年度	12,139	24,777	4,412	1,468	8,830	51,626
平成29年度	12,929	26,041	4,031	1,634	10,467	55,102
平成30年度	14,135	28,585	4,775	1,749	13,345	62,589
平成31年度	16,938	32,705	6,067	2,109	16,320	74,139
令和2年度	16,817	38,794	6,018	2,031	17,042	80,702

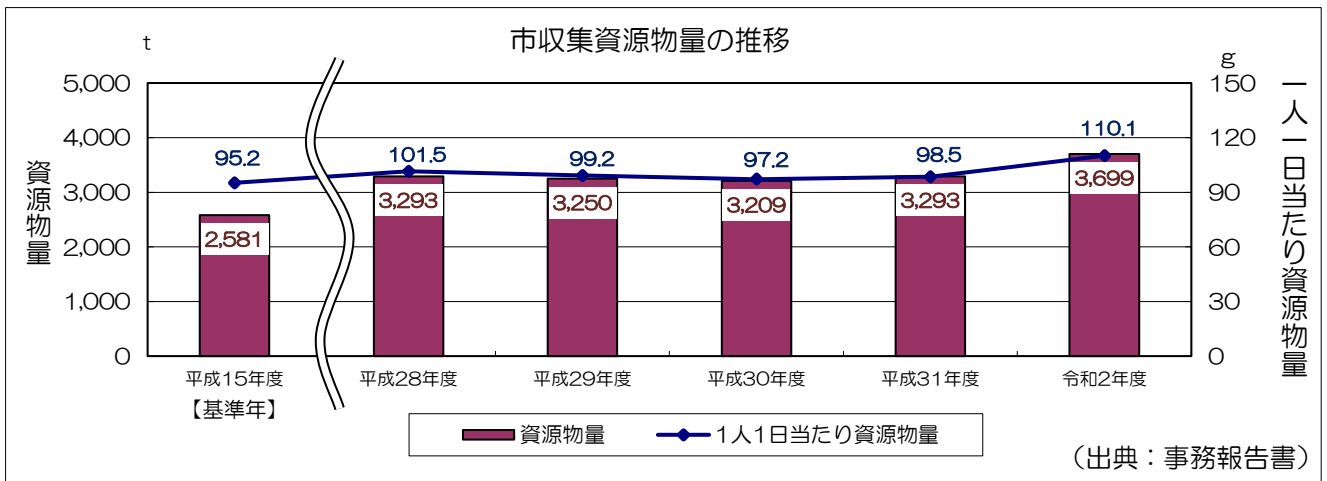
(出典：事務報告書)

● 資源物の収集量 (市収集)

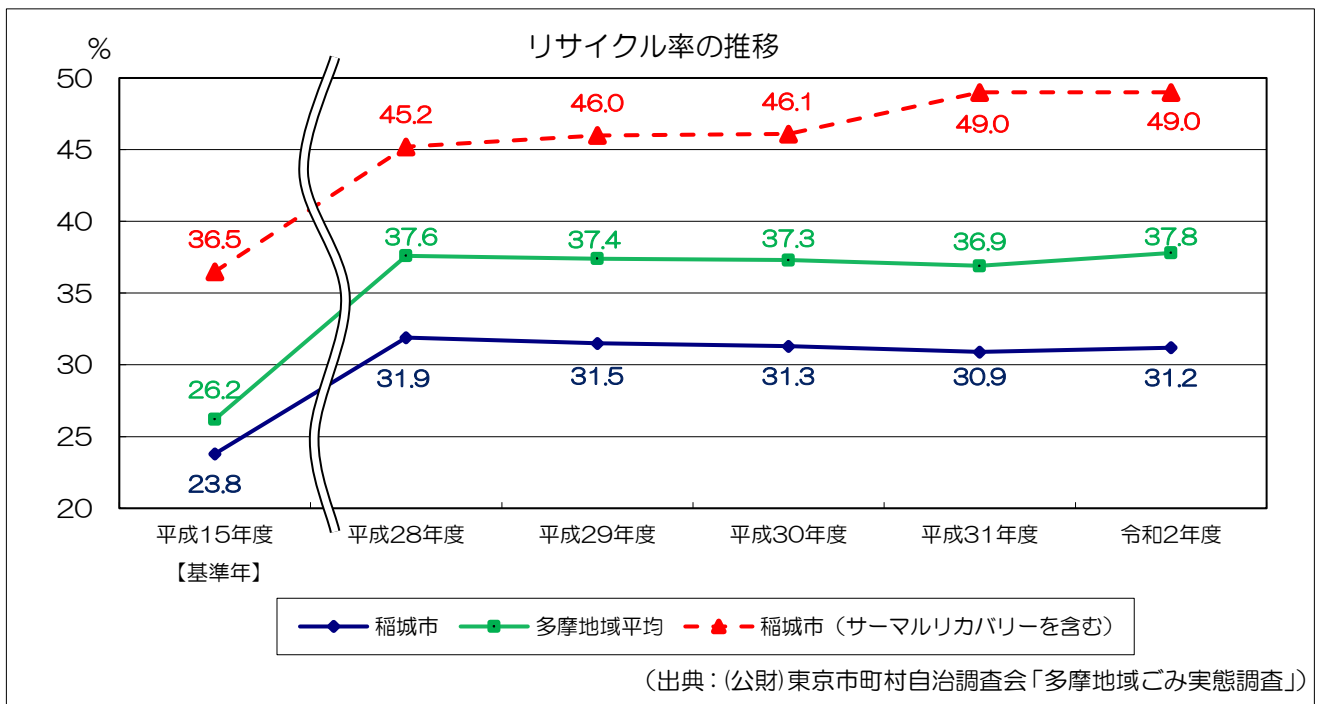
(単位：t)

種類	平成15年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
雑がみ	1,436	1,931	1,880	1,825	1,869	2,100
古布	183	227	228	228	247	316
缶(スチール)	124	76	75	73	72	78
缶(アルミ)	122	129	127	127	134	152
びん	523	620	605	594	597	646
ペットボトル	168	268	298	321	326	345
牛乳パック	3	2	1	1	1	1
発泡トレイ	1	6	6	6	6	7
金属物	21	23	23	22	27	36
剪定枝	—	5	2	4	3	2
小型電子機器	—	6	5	8	11	16
合計	2,581	3,293	3,250	3,209	3,293	3,699

(出典：事務報告書)



【コメント】 市が収集する資源物量は、近年横ばい傾向となっていました。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市民の在宅時間が増え、家の片付けなどを行った影響により、資源物量が増加しております。



$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源物収集からの資源化量} + \text{集団回収量} + \text{収集後資源化量}}{\text{市収集量} + \text{持込量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

【コメント】 稲城市では、熱エネルギー回収の考え方から「サーマルリカバリー」を行っています。廃プラスチックをごみと一緒に焼却し、焼却熱を発電や冷暖房等のエネルギー資源として活用しています。

多摩川衛生組合にてサーマルリカバリーを行った廃プラスチックをごみ組成分析の結果から含有率を算出し資源物としてカウントに加え、算出した市独自のリサイクル率は、令和2年度で49.0%となります。

● 多摩川衛生組合へのごみの搬入量とエコセメント原料化量

(単位：t)

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度	
	搬入量	エコセメント原料化量	搬入量	エコセメント原料化量	搬入量	エコセメント原料化量	搬入量	エコセメント原料化量	搬入量	エコセメント原料化量
稲城市	15,337	1,722	15,188	2,014	14,967	2,012	15,216	2,038	15,672	2,158
府中市	28,910	3,893	32,287	4,566	29,084	4,572	34,460	4,693	36,447	4,916
国立市	10,913	1,498	11,831	1,718	9,625	1,616	11,371	1,630	11,802	1,624
狛江市	12,845	1,312	12,865	1,551	12,746	1,551	13,008	1,612	13,484	1,684
合 計	68,005	8,425	72,171	9,849	66,422	9,751	74,055	9,973	77,405	10,382

(出典：(公財)東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」)

【コメント】 稲城市と狛江市は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを、府中市と国立市は可燃ごみを多摩川衛生組合に搬入しています。

多摩川衛生組合に搬入された可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみのうち、鉄やアルミニウムなどリサイクルできるものを除き、中間処理後に焼却灰の一部をスラグ化し、道路資材などとしてリサイクルしていましたが、需要が減少したことなどもあり、平成 28 年 7 月から溶融施設の稼働を休止し、同年 8 月より焼却灰はエコセメント化施設にてすべてエコセメントにリサイクルしております。

● 資料のリサイクル会

図書館で除籍した図書、保存期間を経過した雑誌を団体・市民に展示後、希望者に無償配布しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
展示冊数	14,788	18,423	14,468	14,101	15,487
配布冊数	7,338	10,601	8,314	8,593	6,611

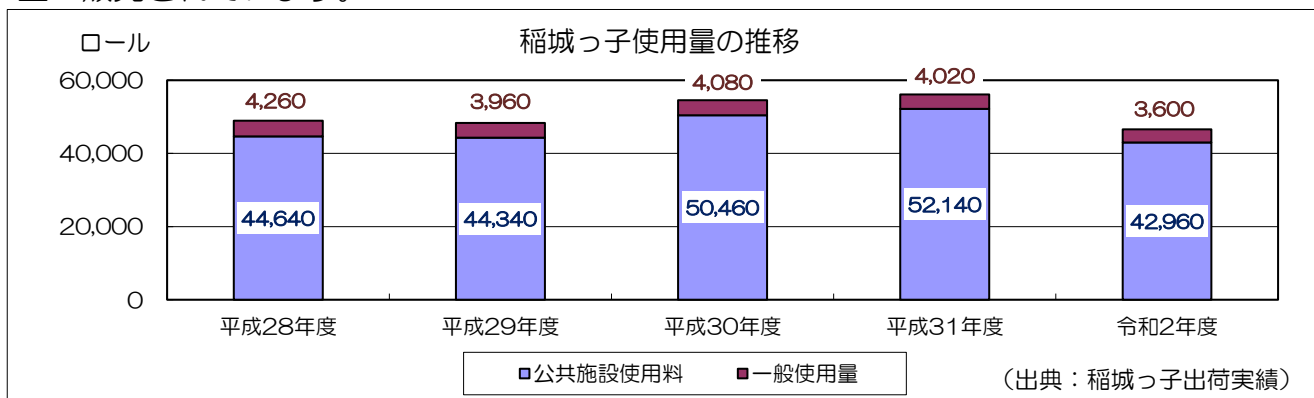
※図書・雑誌等合計です。

(出典：事務報告書)

【コメント】 多くの方にご利用いただいております。

● 稲城っ子の使用量

資源物として収集された古紙類は、里帰りトイレットペーパー「稲城っ子」として、再生・販売されています。



【コメント】 公共施設を中心に利用を促進しています。



第3章 環境保全への取り組み

第1節 稲城市の環境に関する補助・登録制度・事業

● 生垣造成補助

▽ 補助対象：次のすべてに該当する方

- ① 新たに生垣を設置する場合（既存のブロック塀などを撤去して生垣にする場合を含む）。
- ② 生垣用樹木の高さが概ね 80cm 以上であること。
- ③ 生垣の総延長が 3m 以上であること。
- ④ 道路に面し、原則として道路幅員が4m 以上確保できること。

▽ 補助金額

- ① 生垣の設置（新設） 1m 当たり 8 千円
- ② 生垣の設置を目的とした既存ブロック塀などの撤去 1m 当たり 5 千円

▽ 実績

年 度	生垣設置			ブロック塀撤去			合計金額(円)
	件数	延長(m)	金額(円)	件数	延長(m)	金額(円)	
平成 27 年度	0	0	0	—	—	—	0
平成 28 年度	2	21.5	172,000	—	—	—	172,000
平成 29 年度	4	44.5	356,000	—	—	—	356,000
平成 30 年度	3	27.5	220,000	5	94	470,000	690,000
平成 31 年度	2	32	256,000	5	52.4	262,000	518,000
令和 2 年度	2	20	153,100	8	116.3	581,500	734,600

（出典：事務報告書他）

【コメント】 平成 30 年度より、ブロック塀等のみの撤去に対しても補助対象となっております。

● 生ごみ処理容器購入補助

従来の生ごみを堆肥化するコンポスターに加え、平成 16 年度から生ごみ消滅型のくうたくんを、平成 17 年度からは電動生ごみ処理機を購入補助の対象としました。

▽ 補助金額：購入金額の 2 分の 1 以内の額（下記は補助上限額）

種 別	生ごみ堆肥化容器・生ごみ減容器など (容量 190L 未満)	生ごみ堆肥化容器・生ごみ減容器など (容量 190L 以上)	電動式生ごみ処理容器
助成上限額（1 基）	3,000 円	6,000 円	10,000 円

▽ 補助基数実績

種 類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
コンポスター	15 基	9 基	17 基	8 基	17 基
くうたくん	7 基	14 基	7 基	19 基	6 基
電動生ごみ処理機	12 基	14 基	15 基	20 基	44 基

（出典：事務報告書）

● 資源ごみ集団回収補助

自治会などの登録を行った地域団体が、古紙などの資源物を自主的に回収し、回収量に応じた補助金を受け取る制度です。活動収益は地域に還元されますのでぜひご利用ください。

▽ 対象団体：次に掲げる要件を備え市に登録を行った団体とする。

- ① 資源ごみ集団回収事業を自らの手で実施していること。
- ② 団体の規模は、概ね 20 世帯以上であること。
- ③ 回収は原則として年 1 回以上であること。
- ④ 営利を目的としない団体であること。
- ⑤ 各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた団体であること。

▽ 補助対象品目

回収資源ごみ：古紙（新聞紙、雑誌、ダンボール等）、古布、スチール缶、アルミ缶、びん類、食用廃油、その他有価物

▽ 補助金額

回収実績 1 kg あたり 9 円（アルミ缶・食用廃油については、1 kg・1 ℓあたり 6 円）

▽ 実績

① 登録団体

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
団体数	72 団体	72 団体	74 団体	74 団体	73 団体

② 回収量（単位：t）※小数点以下の処理により、各項目の合計と「総収集量計」は必ずしも一致はしません。

種 類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
新聞紙	790	727	670	572	430
雑がみ	641	652	652	646	539
ダンボール	340	363	364	348	327
牛乳パック	8	8	4	8	7
古布	106	116	119	128	60
アルミ	19	20	11	20	22
スチール	9	8	8	8	7
びん	1	1	5	1	1
食用廃油	1	2	11	1	1
総収集量計	1,915	1,897	1,844	1,732	1,394

（出典：事務報告書）

● 住宅用創エネルギー機器等導入促進事業補助制度

▽ 補助対象者

年度内に、補助対象機器を自家用として新たに設置した次のいずれかに該当する方。

- ① 市内の住宅に補助対象機器を設置した、又は設置した新築住宅を購入した個人。
- ② 共用部分で使用するため、補助対象機器を市内の既築集合住宅に設置した管理組合。

▽ 補助金額：機器ごとに異なる。

▽ 実績

補助対象機器	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
太陽光発電システム	24件	40件	28件	21件
太陽熱利用システム	1件	1件	0件	0件
エネファーム	60件	121件	114件	52件
蓄電池	10件	23件	22件	18件
HEMS*	8件	13件	7件	9件
木質ペレットストーブ	2件	0件	0件	1件
燃料電池自動車	—	0件	0件	0件
ビークル・トゥ・ホームシステム	—	—	1件	2件
合計	105件	198件	172件	103件

※HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム） （出典：事務報告書）

人に代わり IT 技術を活用し、家庭内で使用する機器などの最適運転やエネルギーの使用状況をリアルタイムで表示できるエネルギー管理システム。

【コメント】 平成25年度より開始された補助制度です。

● 稲城市公共施設アダプト制度

市民の皆さんが道路・水路・公園・緑地等の公共施設を、義務的活動ではなく自らの活動と責任で公共施設を市と協働で管理していただく制度です。

▽ 協働管理者になれる方

市内在住・在勤・在学の個人または団体

※ただし、公共の利益に反し、または反する恐れのある団体、政治活動を目的とする団体等は参加できません。

▽ 活動内容

- (1) 公共施設の緑化・美化・清掃など
- (2) 公共施設の破損等の通報、改善提案および実施など
- (3) その他公共施設の管理に関すること

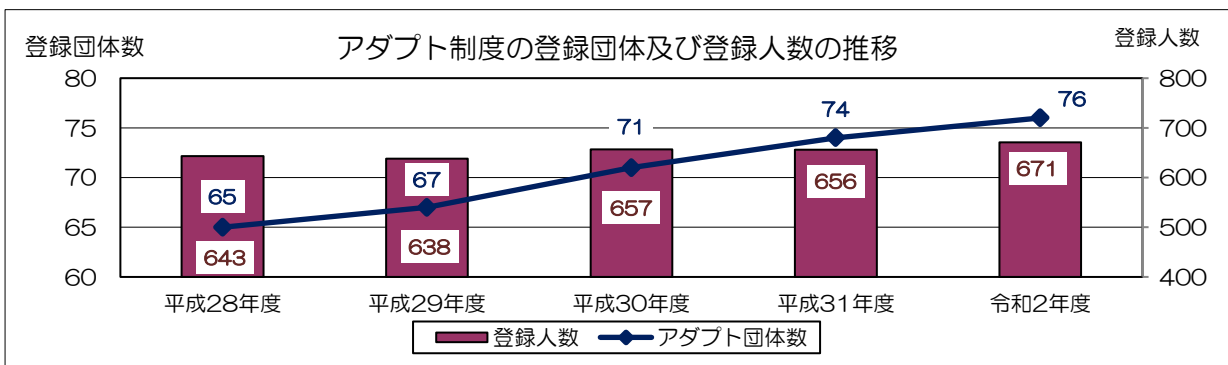
▽ 活動に対する支援内容

- (1) 緑化・美化・清掃活動に必要な支援
- (2) 軍手、ごみ袋、その他清掃用具等の支給または貸与
- (3) 活動に伴うごみ処理に必要な支援 など

▽ 申し込みの手順

参加者の募集（随時）→参加問い合わせ・相談申し込み→参加者協議・合意書取り交わし
→参加団体活動報告（年1回）

▽ 登録状況



（出典：事務報告書）

● i バス運行事業

i バスは、平成 14 年 4 月 30 日から運行を開始し、市立病院・市役所・総合体育館などの公共施設や駅を結ぶ皆さんの日常の足として利用されています。

▽ 運 行 者 小田急バス株式会社（市からの補助金を受けて運行）

▽ 運 行 日 毎日運行

※年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）は土日ダイヤで運行しています。

▽ 運行時間 午前 6 時 40 分から午後 10 時 31 分

(1) 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの路線利用人数（単位：人）

	合 計	A コース	B コース	C コース	D コース	E コース
平成 30 年度	526,024	175,045	190,251	122,353	19,644	18,731
平成 31 年度	529,887	171,863	193,522	124,931	20,640	18,931
令和 2 年度	357,071	113,252	135,753	82,332	14,159	11,575

※A コース（右回り）：平尾団地～稲城市立病院 循環

B コース（左回り）：平尾団地～稲城市立病院 循環

C コース（往復）：平尾団地～南多摩駅 循環

D コース（梨）：南多摩駅～よみうりランド 循環

E コース（ぶどう）：南多摩駅～よみうりランド 循環

（出典：事務報告書）

● エコドライバー宣言者募集事業

地球温暖化防止に向け、「稲城市エコドライブ 10 か条」を実践してくださる方に、エコドライバーとして宣言をいただき、自己啓発による排気ガスの抑制・省エネルギーの推進を図る事業で、具体的には公共交通機関の利用や自転車・徒歩を優先するように促しています。

平成 19 年度からの通算で、令和 3 年 3 月 31 日現在、1,200 名を超える方々から宣言をいただいています。

宣言者には、マグネットシートもしくは粘着シール製のエコドライブステッカーを差し上げ、車両に貼り付けていただくことで、更なる周知・啓発を目指しています。

【コメント】 引き続き、市ではエコドライブの普及啓発を行っていきます。



● 違反広告物撤去協力員制度

東京都の屋外広告物条例に基づく違反広告物について、市民公募により市長が委嘱を行い、撤去活動を実施できる「稲城市違反広告物撤去協力員制度」を平成 18 年に創設しました。

令和 2 年度は 49 名の撤去協力員による活動と市の協働により、339 枚の違反広告物撤去が行われました。

一時期をピークに違反広告物の掲出は減っていますが、今後も稲城の街が一層きれいな街になるよう、一人でも多くの方の撤去協力員参加をお待ちしています。

（出典：事務報告書）

第2節 保全活動



● 環境ポスター募集

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、募集を中止しました。

年 度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
応募数	幼稚園	10人	7人	3人	7人	—
	小学生	481人	380人	430人	229人	—
	中学生	66人	51人	1人	9人	—
	一 般	0人	0人	1人	0人	—
	合 計	557人	438人	432人	245人	—

(出典：事務報告書)

【コメント】 例年、最優秀作品はごみ・リサイクルカレンダーへ掲載し、優秀作品などは、公共施設や稲城市まちをきれいにする市民条例による実践行動の会場などにおける展示を行っているほか、ラミネート加工を施して啓発看板として活用を行っています。

● 環境美化活動

令和2年度の予定は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、すべて中止となりました。

件 名	実施予定日	参加人数
第41回多摩川清掃	令和2年4月5日予定	—
第46回環境美化市民運動	令和2年6月28日予定	—
第11回三沢川清掃	令和3年3月7日予定 (令和3年3月22日市職員のみで実施)	—
稲城市まちをきれいにする市民 条例による実践行動	令和3年2月20日予定	—

(出典：事務報告書)

● 路上喫煙対策

令和2年度は稲城市路上喫煙の制限に関する条例の規定により過料が適用開始されたのを受け、市民との連携を強めるため、条例サポーター制度を導入しました。また東京都受動喫煙防止条例により、屋内での喫煙が禁止になったこともあり、より一層の周知・啓発にあたりました。

稲城市路上喫煙の制限に関する条例
(平成 30 年 4 月 1 日施行)

目的

路上喫煙の規制

- ①受動喫煙の防止
- ②周囲の人に対する危険
及び迷惑の防止
- ③吸い殻のポイ捨ての防止

内容

路上喫煙禁止区域

⇒路上喫煙の禁止

市内各駅の半径 300m 以内の市道や公園などのほか、若葉台駅周辺の市道を禁止区域に指定。
※指導員による指導・啓発を行っています。
※令和 2 年 4 月 1 日より 2 千円の過料規定適用開始

禁止区域外の市内全域

⇒歩行喫煙および周囲に人がいる状況での路上喫煙の自粛

条例サポーター



路上喫煙防止指導員



啓発物の設置



● 緑のカーテン普及事業

窓際に展開することで、夏の熱い日差しを遮り室内の温度上昇を抑制し、蒸散作用（葉焼けを避けるために植物が葉の水分を蒸発させる気化熱により、葉及び周囲を冷却する作用）により、周囲を冷却する緑のカーテンの普及を図る事業で、稲城市民環境クラブと市の協働により平成 19 年度より実施しています。

令和 2 年度は、環境月間の 6 月に、1 階総合案内で、ゴーヤとアサガオの種を配布しました。また、小中学校の取り組みとしてゴーヤとアサガオの種を全小中学校で種を撒いて育てました。

※ 中学校の生徒会中心で行う市内駅頭の配布は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止しました。

※ 本事業は、みどり東京・温暖化防止プロジェクトの一環です。

【コメント】

緑のカーテンの周知・啓発を図ることで、更なる普及・拡大が期待されます。写真はアサガオで実施した様子です。他にもゴーヤやヘチマ、キュウリなど様々なツル性植物で実践可能です。



● エコかるたの活用

稲城市民環境クラブと市環境課の協働により、地球温暖化防止に向けた環境学習用かるた「エコかるた」を平成 19 年度に製作いたしました。

表面に五・七・五調の啓発文とイラスト、裏面にその解説を記載した作りで、市ホームページに PDF データとして掲載を行い、必要な方が、必要なだけダウンロード・印刷・作製をいただく形で配布を行っています。



▲左：表面、右：裏面

● 環境学習講座

地球温暖化と生物多様性をテーマにした、市民向けの講座を不定期で開催しています。講義だけではなく、環境以外の様々な分野と組み合わせることで、参加者が楽しく体験しながら環境問題を学べるように工夫しています。

令和 2 年度は、野鳥の観察会等の生物多様性推進講座を実施しました。

また、市民や学校などから要望があれば、テーマに合わせた出張講座も行っています。



▲環境学習講座の様子

● ありがとう！生態系サービス 体験型イベント「森すまいる」

平成 29 年度から、市内の 4 つの市民団体と協働して「森すまいる実行委員会」を立ち上げて、城山公園を舞台に生物多様性をテーマにした様々なプログラムを同時開催するイベントを実施しています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止しました。



▲森すまいるの会場の様子

● 環境イベントの開催・参加

令和2年度の予定していたイベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、すべて中止となりました。

区分	名称	実施予定日 (令和2年度)	テーマ・内容	参加人数等
まちをきれいに する市民協議会 関連イベント	第48回稲城市スポーツ大会総合開会式における啓発	令和2年 4月12日予定	稲城市まちをきれいに する市民条例等の周知・啓発	—
	第52回稲城市民体育大会総合開会式における啓発	令和2年 9月6日予定		—
	第19回I(あい)のまちいなぎ市民まつりに出店	令和2年 10月25・26日 予定		—
	平尾まつりに出店	令和2年 11月8日予定		—
	稲城市まちをきれいに する市民条例による実践行動	令和3年 2月20日予定		—
地球温暖化 対策関連	地球温暖化防止環境パネル展	令和2年 6月1日～28日 予定	環境月間にあわせて市役所1階ロビーにおけるパネル展	—
	第19回I(あい)のまちいなぎ市民まつりに出店	令和2年 10月25・26日 予定	エコドライバー募集、缶バッジづくり、啓発パネル展示等	—
生物多様性 関連	ありがとう!生態系サービス体験型イベント「第4回森すまいる」実施	令和3年 3月21日予定	(第3回の内容参考) ・ネイチャーゲーム ・野草クイズ ・とりクラフト ・いきもの探検隊 ・樹名札ワークショップ ・講演会「マイクロプラスチック問題について」等	—

【コメント】 共通の目的を持った各種団体・活動の相乗効果・相互連携が望まれます。

第3節 庁内での取り組み



● 第二次稲城市職員工コ・アクションプラン実績

平成 25 年 3 月「第二次稲城市職員工コ・アクションプラン」を策定し、温室効果ガスを削減するために平成 23 年度を基準にした令和 4 年度までの削減目標を定めていたが、平成 28 年 5 月に国の地球温暖化対策計画の策定を受け、平成 25 年度を基準にして令和 12 年度までの削減目標としました。対象は、市のすべての組織で、本庁・出先機関を合わせたエネルギー使用量と CO₂ 排出量の数値は以下の通りです。

なお、市で取組んだ省エネ・節電の具体的な実践内容は p.49・50 をご参照ください。

<省エネルギーの推進>

項目	単位	平成 25 年度 (2013 年度) 基準年	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	増減率 対平成 25 年度比	令和 12 年度 (2030 年度) 削減目標 対平成 25 年度
							削減目標
電気使用量	kWh	13,415,109	13,774,945	13,792,101	13,473,736	0.4%増	31%減
灯油使用量	ℓ	25,260	13,306	14,512	18,299	27.6%減	25%減
LPG 使用量	m ³	8,245	8,633	8,751	9,173	11.3%増	1%減
都市ガス使用量	m ³	802,925	884,859	830,628	835,851	4.1%増	3%減
ガソリン使用量	ℓ	45,555	44,618	41,452	31,109	31.7%減	25%減
軽油使用量	ℓ	7,627	12,865	9,026	6,748	11.5%減	25%減
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	9,346.86	9,022.05	8,779.68	8,445.19	9.6%減	25%減

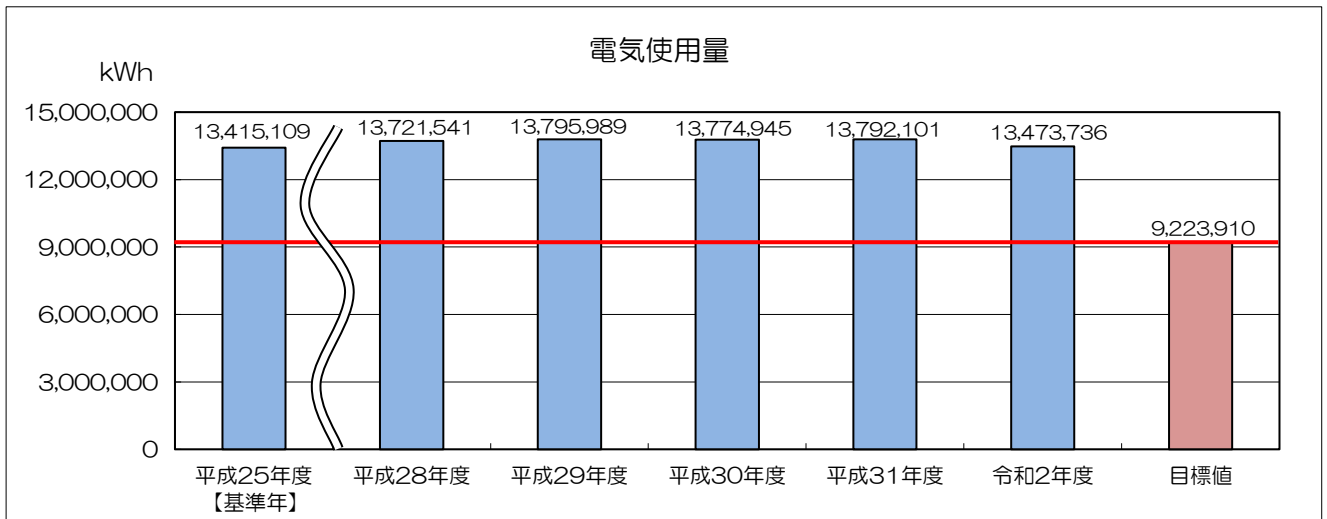
【コメント】 令和 2 年度の CO₂ 排出量は、平成 25 年度に比べて減少しています。

令和 2 年度は、平成 31 年度と比べて、灯油、LPG、都市ガスの使用量が増加しておりますが、小・中学校や文化センター等の公共施設において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気を行いつつ冷暖房を使用したことで使用頻度が増えたことなどが要因となっております。ガソリン使用量の減少については、庁用車の電気自動車への切り替えなどが要因となっております。

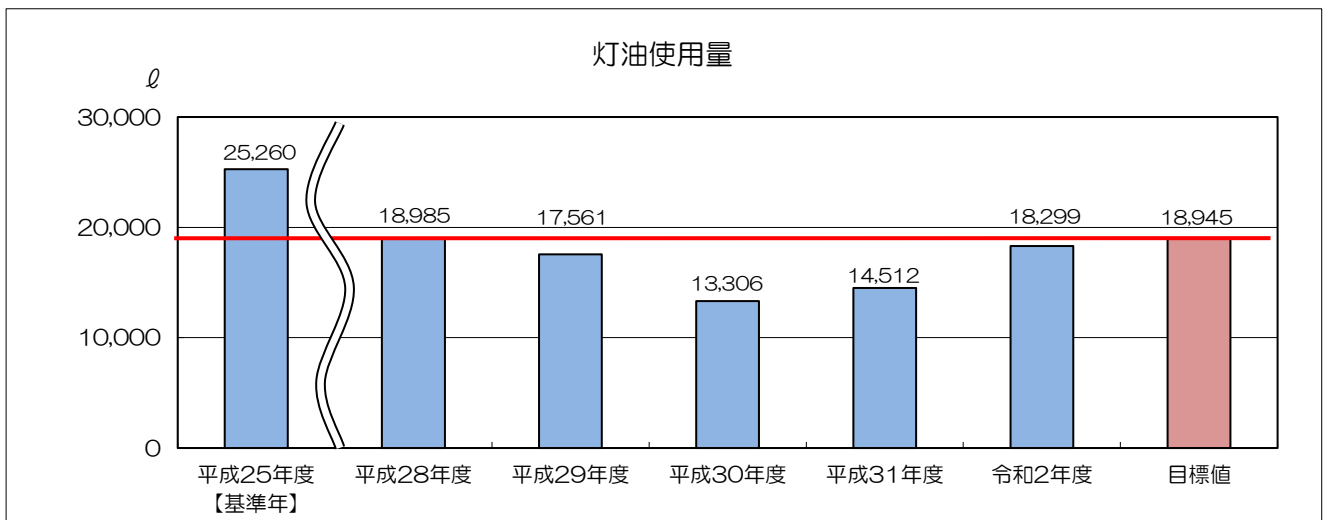
<資源・リサイクルの推進>

項目	単位	平成 25 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	増減率 (対前年度比)
水道使用量	m ³	249,277	207,598	209,244	150,386	28.1%減
用紙購入量	枚	21,547,865	23,265,163	22,612,156	23,141,159	2.3%増

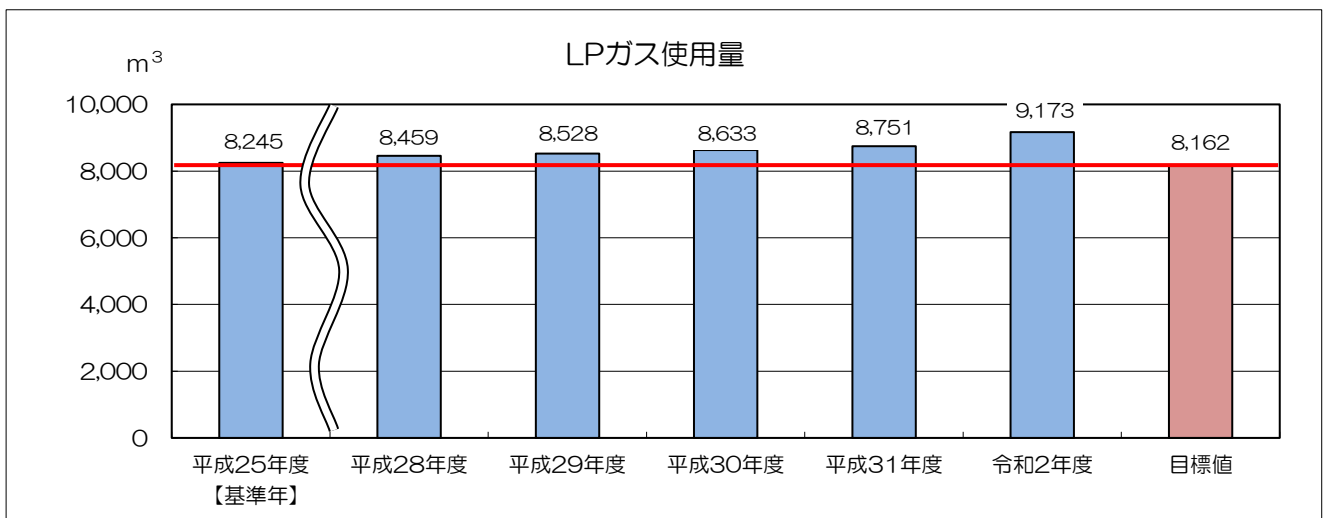
【コメント】 令和 2 年度の水道使用量については、市民プールなどが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や期間短縮となったことが減少の要因となっております。



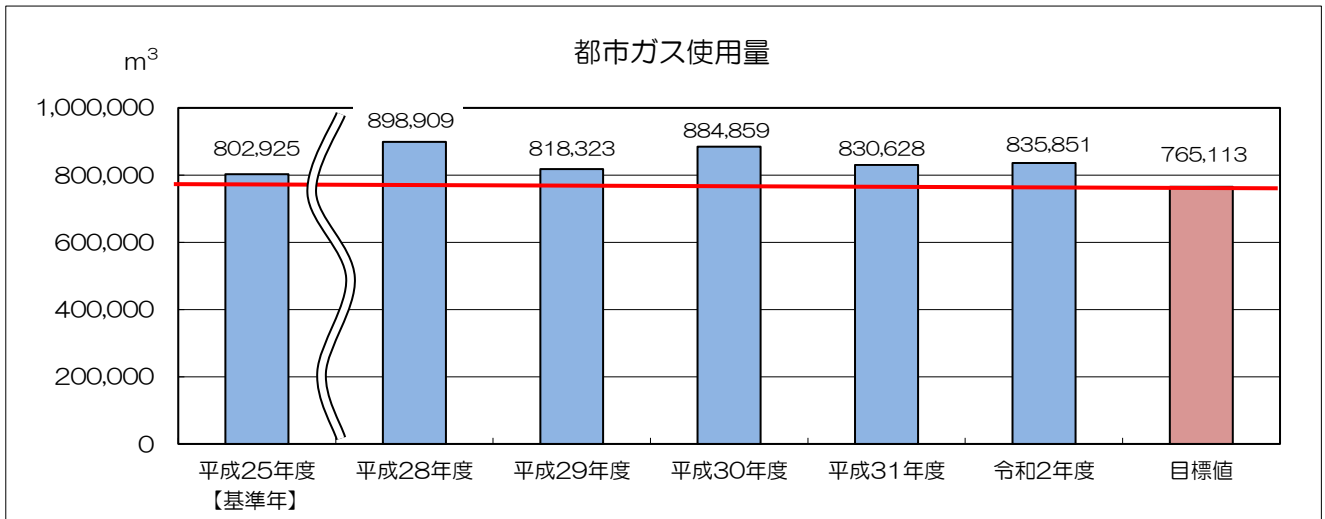
【コメント】 令和2年度は、前年度に比べて微減しています。



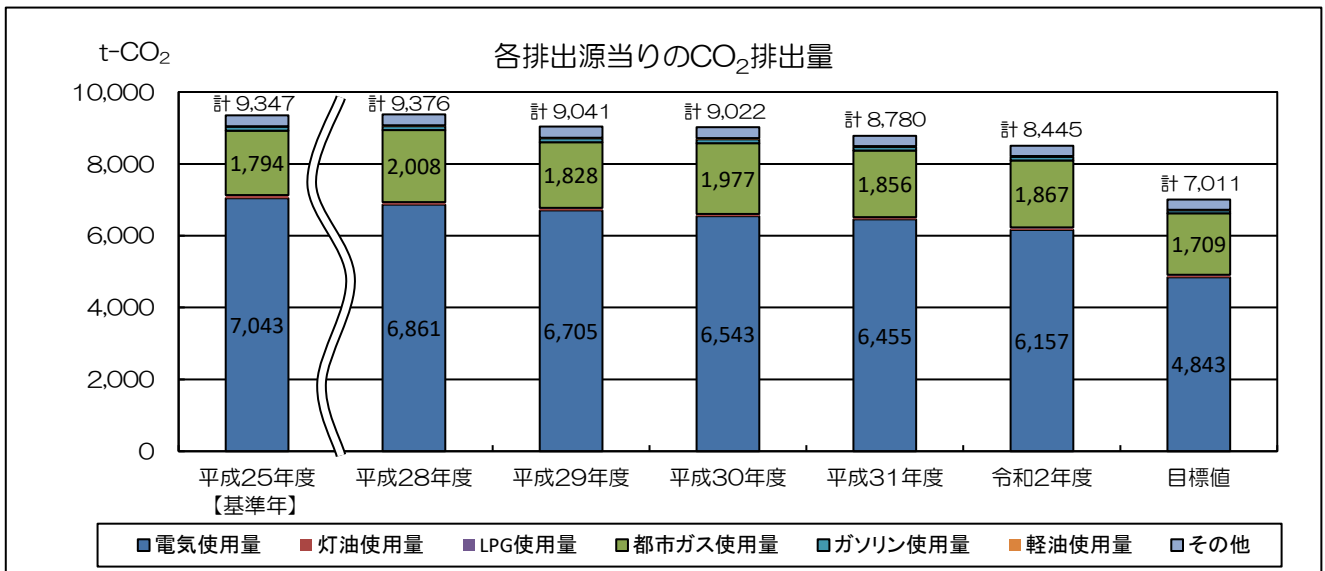
【コメント】 令和2年度は、前年度に比べて増加しています。



【コメント】 令和2年度は、前年度に比べて増加しています。

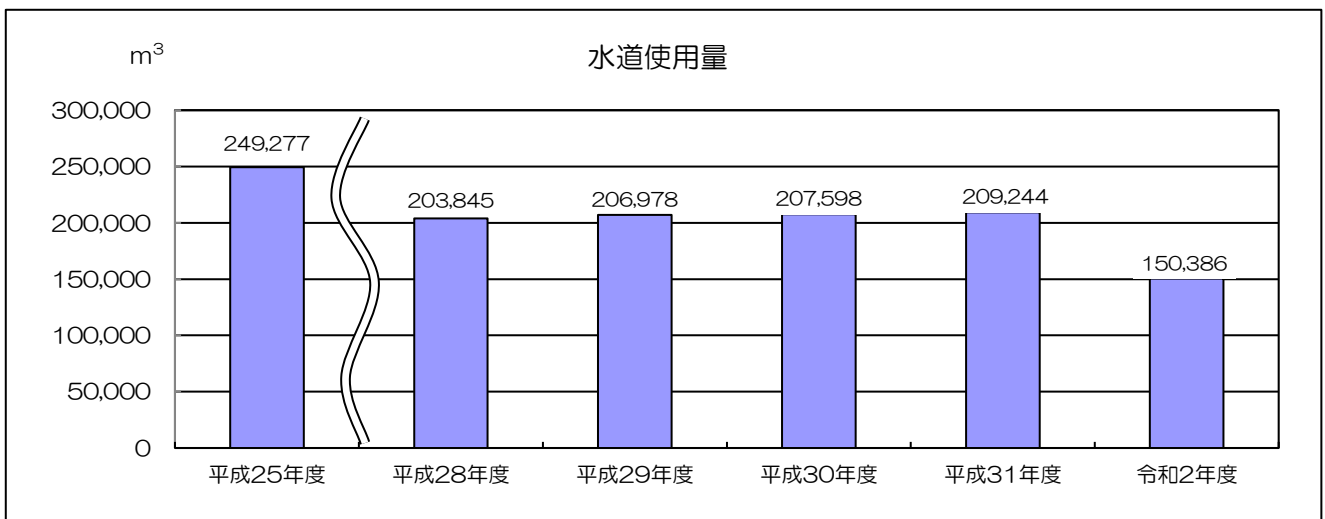


【コメント】 令和2年度は、前年度に比べて微増しています。



※その他：重油やHFCカーエアコン使用量及び自動車走行量による二酸化炭素排出量

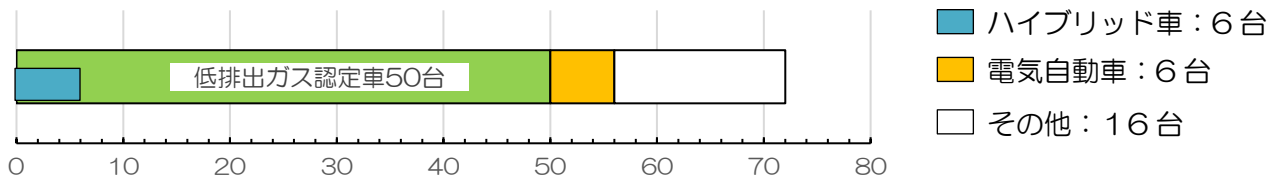
【コメント】 電気使用量と都市ガスの使用量が二酸化炭素排出量の大半を占めています。



【コメント】 令和2年度は、前年度に比べて減少しています。

● 低排出ガス認定車、電気自動車の導入

市は公用車の購入の際には、率先して低排出ガス認定車・電気自動車を導入しています。市の公用車の内訳は、72 台中、低排出ガス認定車が 50 台（うちハイブリッド車6台）、電気自動車が6台となっています。



● 省エネルギー・節電対策

市では、事務・事業から排出される温室効果ガスを削減するため、「第二次稲城市職員工コ・アクションプラン」の行動計画などに基づき、各種省エネルギー施策を実践しています。

▽施策の抜粋

- ・廃棄物の分別回収、再使用・再利用、リサイクルの徹底。
- ・課内文書は使用済み用紙の裏面を活用。
- ・パソコン、コピー、ファクシミリ等のOA機器に節電機能がついている場合は節電モードに設定し、また未使用時、昼休み等には電源をオフにする。
- ・新しく機器を設置、または更新する際は、省エネルギー型の機器を選択。
- ・都内出張は原則として公用車ではなく公共交通機関を利用。

▽節電等の対策（抜粋）

- ・クールビズを、5/1～10/31 に実施。
- ・不使用箇所の照明は原則消灯を実施。また、晴天時は窓側照明の原則消灯を実施。

● 再生可能エネルギー機器の設置

施設名	種別	定格出力など	設置年度	用途
押立中関児童公園照明	太陽光	3基	平成2年度	照明
吉方公園照明	太陽光	1基	平成2年度	照明
稲城中央公園照明	太陽光	2基	平成11・13年度	照明
若葉台公園照明	太陽光	14基	平成13・16年度	照明
稲城市役所玄関屋上	太陽光	6枚/330W	平成15年度	ロビーのTV
若葉台公園管理棟	太陽光	60枚/3.2kW	平成15年度	管理棟照明他
若葉台公園管理棟	風力	300W 注釈： 定格風力 12.5m/s	平成15年度	管理棟照明他
上谷戸体験学習館	太陽光	8枚/再利用品	平成18年度	換気扇など
稲城第七小学校屋上	太陽光	10kW	平成24年度	施設電力
オ・イソ健康プラザ及び健診・外来棟	太陽光	20kW	平成24年度	施設電力
ふれんど平尾屋上	太陽光	10kW	平成24年度	施設電力
第二文化センター屋上	太陽光	10kW	平成25年度	施設電力
稲城第一小学校屋上	太陽光	10kW	平成26年度	施設電力
南山小学校屋上	太陽光	10kW	平成26年度	施設電力
稲城長峰ガエルフィールド管理棟屋上	太陽光	10kW	平成27年度	施設電力
稲城第一中学校屋上	太陽光	10kW	平成27年度	施設電力
稲城消防団第二分団	太陽光	5kW	平成27年度	施設電力
稲城第二小学校屋上	太陽光	10kW	平成28年度	施設電力
上平尾消防出張所	太陽光	10kW	平成28年度	施設電力
稲城第三中学校屋上	太陽光	10kW	平成30年度	施設電力
学校給食共同調理場第一調理場	太陽光	10kW	令和2年度	施設電力

【コメント】公共施設に設置している再生可能エネルギー機器の年間発電電力量と、CO₂削減量の推計を経年劣化を含まず算出すると、次のとおりです。

年間発電電力量	138,908kWh
CO ₂ 削減量	63.480t-CO ₂

※太陽光発電設備の1kW当り年間発電電力量は1,000kWh、風力発電設備の1kW当り年間発電電力量は1,260kWhを想定しています。なお、上記の年間発電電力量には定格出力が不明な押立中関児童公園照明、吉方公園照明、稲城中央公園照明、若葉台公園照明、上谷戸体験学習館の機器は含まれていません。

※この二酸化炭素排出量の排出係数(t-CO₂/kWh)は、平成31年度東京電力(株)の数値(0.000457)を使用しています。

● 雨水の有効利用

地域振興プラザや学校施設の一部などで、トイレ等の雑用水用として、またオーエンス健康プラザで屋上の植物の散水用として雨水が利用されています。

● ごみ焼却熱の有効利用

クリーンセンター多摩川のごみ焼却によって得られた熱エネルギーは、サーマルリカバリーされ、焼却施設の電力利用をまかなっているほか、温水熱として市立病院やオーエンス健康プラザへの供給や、電力供給会社への売電も行われています。

● 稲城市生涯学習宅配便講座

生涯学習の為に、幅広い分野の講座が開設されており、下記のような環境関連の講座があります。

▽申し込みができるのは・・・

原則として、市内在住・在勤・在学の10人以上のグループ・団体などです。(宅配便講座受講のために一時的に結成されたグループ・団体も含まれます。)

▽会場は・・・

会場の手配・確保は、講座を申し込んだグループ・団体に準備をお願いします。

なお、会場は、市内の公共施設・学校・自治会館・自宅などの市内に限らせていただきます。

▽講師料は・・・

講師派遣に関しては、無料です。ただし、講座によっては、材料費・資料代などが必要な場合もあります。

▽令和2年度講座の抜粋

職員講師編 一まちづくり・環境・都市計画一	
稲城市のまちづくり <都市計画課> <区画整理課> <市街地整備課> <土木課> <下水道課>	まちづくりに関するテーマを下記より選んでいただき、市民が知りたい内容や聞きたい内容に担当職員がお答えし、現状の課題や今後のまちづくりのあり方等について、広くアピールすると共に、まちづくりに対する関心と意欲を高めるための講座です。 (1) 稲城市の概要(都市計画全般) (2) 地区計画を活用したまちづくり (3) 土地区画整理事業によるまちづくり (4) JR南武線連続立体交差事業によるまちづくり (5) 多摩ニュータウンのまちづくり (6) 水と緑からみるまちづくり(公園・緑地など) (7) 下水道事業について (8) 住所整理事業について
ごみの出し方や分別の仕方 ～燃えるごみ?燃えないごみ? それともリサイクル?～ <環境課>	稲城市のごみの出し方や分別の仕方、ごみの減量方法などについて、わかりやすくお話しします。
生物多様性ってなんだろう? <環境課>	私たちの暮らしを支えてくれている「生態系サービス」やその維持のために必要な「生物多様性」などについて、「生物多様性いなぎ戦略」を基にご案内いたします。
市内の路上等における喫煙の制限について <環境課>	平成30年4月1日より「稲城市路上等喫煙の制限に関する条例」を施行し、駅周辺を路上等喫煙防止区域としています。また、令和2年4月1日より違反者に対する過料規程が適用開始になります。本講座では、条例の内容や規制対象となるたばこの種類など、わかりやすくご説明します。
市民ボランティア講師編	
エコロジー生活の実践 ～太陽熱・太陽光の利用～ <高野 達男>	省エネを目的(資源の浪費を抑制するため)に身近な材料を利用して実践する方法を紹介します。 (教材費=状況に応じて)
企業講師編	
燃料電池って何だろう? <東京ガス株式会社>	燃料電池は都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素から電気と熱を作る環境にやさしいエネルギーの利用方法です。実験を通じて、エネルギーの有効利用のために自分たちにできることは何かを考えます。
暮らしを支えるエネルギー <東京ガス株式会社>	エネルギーによる暮らしの変化や、環境・資源問題について震災後重要な役割を担っている天然ガスを切り口に理解を深めます。
はじめよう!エコ・クッキング 「エコ・クッキング」は東京ガスの登録商標です <東京ガス株式会社>	生きてゆくために欠かせない「エネルギー」と「食」。環境のことを考えながら、食材選択～調理～食事～片付けのポイントを学びます。



第4節 小・中学校の取組

● 持続可能な開発のための教育（ESD）

すべての市立小・中学校で「持続可能な開発のための教育（以下ESD）」を推進しています。ESDでは、小・中学校学習指導要領に示されている「総合的な学習の時間」を中心に、各教科等において教科横断的な学習などで環境学習等を行っています。そして、稲城の豊かな自然といのちのつながりを感じたり、今ある稲城の環境を将来に向けて守ろうとする活動を行ったりと、将来の稲城、ひいては日本を担う人材の育成を行っています。

▽小学校の事例

小学校では、多摩川を題材とした学習を通して、生息する生き物や流域にもたらす恵みについて調べる活動を行っています。また、多摩川に関わる地域の人々がどのような苦勞や工夫をして多摩川を利用したり、多摩川を守ろうとしたりしてきたかについても学んでいます。



▲多摩川を題材にした学習（小学校）

▽中学校の事例

中学校では、校舎内外や地域の環境整備・美化活動、多摩川の清掃活動を行うことを通して、環境整備への意識を高めています。活動の中で集めたものの中から、資源として有効利用できるものは回収業者に引き取りを依頼し、その収益金は、国際貢献についての学習の一環としてユニセフに寄付をしています。



▲環境整備・美化活動（中学校）

● 野沢温泉村宿泊体験学習

野沢温泉村は、ブナの原生林をはじめとする、昔から変わらない自然が村内に数多く残されています。また、冬は村全体が深い雪に覆われ、日本のスキー発祥の地としても知られています。

それらの自然との関わりを大切に、稲城市立のすべての小・中学校において集団宿泊体験学習を実施しています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小・中学校ともに実施を見送りました。

▽小学校の事例

小学校では、第6学年の夏に実施しています。前半の1泊は、山腹にあるキャンプ場にてテント生活を行い、電気やガスなどの設備のない中で、火の大切さ、月明かりの明るさ、風の音などを感じながら過ごします。

例年、自然体験活動指導者の資格をもつ指導者と共に、自然と共生する生き物の姿などを観察しながら周辺を散策します。ここでは、ブナ林の大切さや自然を守ることの大切さを学びました。

ゴンドラで山を降りてからの温泉街散策では、野沢温泉村の様々な場所に流れている用水について、山に降った雨や雪が地中にしみ込み、長い年月をかけて地中で自然のろ過が行われ、良質の冷たい水が湧き出ること、その水を使っておいしいお米を作っていることなどを教えていただき、改めて水や森の木々などの自然の大切さについて学ぶことができました。



▲小学校の野沢温泉村宿泊体験学習

▽中学校の事例

中学校は、例年第1学年の冬に実施しています。第1日目には、スノーシュー（西洋かんじき）を履いて、小学校の第6学年の夏に歩いたブナの自然林を歩きます。雪が3メートル以上も積もっているため、夏とは全く違う自然を感じながら自然林を歩きます。雪の中に残るキツネやウサギの足跡やふんを見つけ、厳しい環境の中でも生き物はたくましく生きていることを実感できるプログラムです。



▲中学校の野沢温泉村宿泊体験学習

● 地域美化活動

すべての市立小・中学校で、稲城市教育週間（毎年11月1日～7日）を中心に、「地域美化活動」を実施しています。学校行事として、または登校時や下校時を活用して道路や植え込みに捨てられているごみ等を、安全に配慮しながら拾い集めています。実施にあたっては、異校種の学校や保護者、地域等と連携し、学校から地域へと地域美化を啓発するようにしています。



▲小学校の地域美化活動

● グリーンカーテンプロジェクト

夏場の節電意識啓発活動の一つとして、すべての市立小中学校で平成23年度からグリーンカーテンプロジェクトに取り組んでいます。毎年5月にはゴーヤの種や苗を全校に配布し、各校において趣向を凝らしたグリーンカーテン作りに取り組んでいます。

また、中学校の生徒会を中心にゴーヤの種を稲城駅、若葉台駅で配布し、グリーンカーテンによる温暖化防止に向けた啓発活動を行っております。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、街頭での配布を行わず、各校にて取り組みました。



▲グリーンカーテンプロジェクト

● 森林環境学習プログラム

小学校では、東京農工大学大学院に協力いただき、木や森林をテーマにした環境学習プログラムを実施している学校もあります。森林をテーマに、自然を守ることの大切さや困難さを学び取り、子どもたちの視点で、自然と人間との共存について考えることをねらいとしています。

環境学習プログラムを学ぶ中で、自然との調和から持続可能な森林の存続を考え、自らの生活を振り返り、将来の生活に生かせる人づくりを目指しています。



▲森林環境学習プログラムの様子

● ユネスコスクール

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念である国際平和と人類共通の福祉の実現を目指すため、平和や国際的な連携を実現する学校です。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置づけています。現在世界180か国以上の国・地域で10,000校以上のユネスコスクールがあります。稲城市内の加盟校数は、令和2年度時点で、小学校11校、中学校5校となっており、未加盟の学校につきましても、現在申請中です。(全18校中16校登録済)

なお、市内のすべての学校でESDを推進しています。

第5節 第二次稲城市環境基本計画 指標進捗状況

第二次稲城市環境基本計画（平成25年3月策定）に掲げられている指標項目の達成状況です。

行動項目	No.	指標項目	第二次環境基本計画目標値		担当課 (令和3年度担当課)	指標の達成状況		
			現状値(実績年度)	目標値(目標年度)		令和2年度目標	令和2年度結果	令和3年度目標
1. 自然と共生したまちをめざして								
(1) 水と緑を守り、魅力ある自然を育てよう								
① 緑と里山の保全	1	市内の緑被率	56.7% (平成21年度)	約50% (令和3年度)	土木課 (緑と環境課)	—	—	—
	2	稲城市自然環境保全地域の指定面積	8.7ha (平成23年度)	16.1ha (令和2年度)	土木課 (緑と環境課)	16.1ha	14.2ha	—
	3	市民による樹林地維持管理箇所数	— (平成23年度)	3箇所 (令和4年度)	土木課 (緑と環境課)	—	—	—
	4	樹林地管理ボランティア数	— (平成23年度)	3団体 (令和4年度)	土木課 (緑と環境課)	—	—	—
	5	アダプト組織数	58団体 (平成23年度)	70団体 (令和4年度)	土木課 (緑と環境課) 管理課	74団体以上	76団体	76団体以上
	6	保存樹木の指定本数	235本 (平成23年度)	240本 (令和4年度)	土木課 (緑と環境課)	178本	167本	167本
	7	農地面積	154ha (平成22年度)	138ha (令和2年度)	経済観光課 (経済課)	132.5ha	128.3ha	—
	8	農家戸数	280戸 (平成22年度)	261戸 (令和2年度)	経済観光課 (経済課)	251戸	251戸	—
	9	農業支援人材・組織数	— (平成23年度)	制度の確立 (令和2年度)	経済観光課 (経済課)	援農ボランティア推進事業の継続	援農ボランティア推進事業の継続	援農ボランティア推進事業の継続
② 辺と稲水の保全	10	親水公園等整備状況	16.0% (平成22年度)	21.5% (令和2年度)	土木課 (緑と環境課)	21.5%	17.6%	—
	11	水路の整備	64.9% (平成22年度)	70.0% (令和2年度)	土木課	69.4%	69.4%	—
(2) 多様な生物と触れ合えるまちをつくらう								
① 多様な生き物の保全	12	自然環境調査の実施回数	— (平成23年度)	3年に1回以上 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課) 土木課 (緑と環境課)	3回	0回	1回
	13	自然環境学習会	1回 (平成23年度)	2回/年 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課) 土木課 (緑と環境課)	18回	2回	2回/年
	14	外来生物の防除	1回 (平成23年度)	1回以上/年 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課) 土木課 (緑と環境課)	2回	1回	1回以上/年

行動項目	No.	指標項目	第二次環境基本計画目標値		担当課 (令和3年度担当課)	指標の達成状況		
			現状値(実績年度)	目標値(目標年度)		令和2年度目標	令和2年度結果	令和3年度目標
2. 健康で安全・安心なまちをめざして								
(1) 安心して暮らせるまちをつくらう								
① 大気環境の保全	15	大気環境調査 (NO ₂) における環境基準の達成率	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
	16	大気環境調査 (SPM) における環境基準の達成率	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
	17	大気環境調査 (CO) における環境基準の達成率	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
	18	エコドライブ宣言者数	544人 (平成23年度)	1,000人 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課)	1,270人	1,268人	1,270人
② 水質環境の保全	19	河川水質調査 (pH) における環境基準の達成率	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
	20	河川水質調査 (BOD) における環境基準の達成率	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
	21	河川水質調査 (SS) における環境基準の達成率	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
	22	下水道普及率 (汚水)	96.8% (平成22年度)	100.0% (令和2年度)	下水道課	99.30%	99.26%	99.28%
③ 騒音・振動の防止	23	騒音の環境基準の達成率 (昼間)	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
	24	騒音の環境基準の達成率 (夜間)	50% (平成23年度) (2地点調査中1地点で環境基準を超過)	100% (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
	25	振動の要請限度の達成率 (昼間)	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
	26	振動の要請限度の達成率 (夜間)	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
④ その他	27	大気中のダイオキシン類濃度における環境基準の達成率	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	100%を維持	100%	100%を維持
(2) 災害に強いまちをつくらう								
① 災害対策の推進	28	木造住宅耐震化率	74% (平成22年度)	90% (令和2年度)	消防本部防災課 (まちづくり再生課)	耐震診断及び耐震改修補助事業による耐震改修促進を継続して実施する	11月に開催された「令和2年度 稲城市防災訓練」において、耐震化の必要性について普及啓発を行った	引き続き耐震診断及び耐震改修補助事業による耐震改修促進を継続して実施する
	29	稲城市防災マップの配布数	3,446枚/年 (平成23年度)	3,791枚/年 (令和4年度)	消防本部防災課	市内に新たに転入した方を対象に配布する	市内に新たに転入した方を対象に、2,451部を配布した	引き続き、市内に新たに転入した方を対象に配布する

行動項目	No.	指標項目	第二次環境基本計画掲載数値		担当課 (令和3年度担当課)	指標の達成状況		
			現状値(実績年度)	目標値(目標年度)		令和2年度目標	令和2年度結果	令和3年度目標
3. 美しさとゆとりのある人にやさしいまちをめざして								
(1) 歴史・文化と調和したまちをつくらう								
① 歴史・文化の保全	30	文化財関連の公開事業における見学者数	222人(平成23年度) (古民家(平尾)公開事業)	244人(令和4年度)	生涯学習課	約3,150名(古民家450名、郷土資料室約1,200名、企画展1,500名)	約1,648名(古民家348名、企画展約1,300名)	約2,500名(古民家400名、郷土資料室約800名、企画展1,300名)
	31	指定文化財の件数	29件(平成23年度)	32件(令和4年度)	生涯学習課	44件	44件	44件
	32	文化財講座の実施	4件/年 (平成23年度)	4件/年を維持 (令和4年度)	生涯学習課	4件/年	4件/年	4件/年
(2) 快適な都市空間を形成しよう								
みるゆとりの美しさを まじりく りなあく	33	地区計画区域の割合	31.8%(平成22年度)	42.0%(令和2年度)	都市計画課 (まちづくり計画課)	44.6%	44.8%	44.8%
	34	無電柱化道路延長 (市道を含む都市計画道路)	6.6km(平成22年度)	12.6km(令和2年度)	都市計画課 (まちづくり計画課)	8.8km	8.8km	9.2km
の② 推挙 ま 進 化 ち	35	市内の緑被率(再掲)	56.7%(平成21年度)	約50%(令和3年度)	土木課 (緑と環境課)	—	—	—
	36	市民一人あたりの公園緑地面積	11.21㎡/人 (平成23年度)	12.2㎡/人 (令和2年度)	土木課 (緑と環境課)	12.2㎡/人	11.0㎡/人	—
③ 人 に よ さ し い 交 通 体 系	37	iバスの年間利用者数	41.7万人 (平成23年度)	45万人(令和4年度)	管理課	53万人	35.7万人	45万人
	38	有料自転車等駐車場収容台数	3,500台(平成23年度)	4,800台(令和2年度)	管理課	5,000台	4,965台	—
	39	都市計画道路整備率	63.3%(平成22年度)	90.0%(令和2年度)	都市計画課 (まちづくり計画課)	72.4%	72.4%	75.7%
	40	市道改良率	58.3%(平成23年度)	60.0%(令和2年度)	管理課	63.0%	62.5%	—
	41	歩道の透水性舗装整備率	67.8%(平成22年度)	75.0%(令和2年度)	土木課 区画整理課	68.9%	68.6%	—
④ 環 境 推 進 美 化 の	42	環境美化対策満足度	38.5% (平成22年度)	40.0%以上 (令和2年度)	秘書広報課 企画政策課	50%以上 市民意識調査は、5年に1度実施。次回は令和6年度に実施(秘書広報課が実施担当)	—	—
	43	環境美化市民運動参加人数	9,469人 (平成23年度)	10,000人以上 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	5,000人以上	中止	5,000人以上



行動項目	№	指標項目	第二次環境基本計画掲載数値		担当課 (令和3年度担当課)	指標の達成状況		
			現状値(実績年度)	目標値(目標年度)		令和2年度目標	令和2年度結果	令和3年度目標
4. 環境にやさしい循環型のまちをめざして								
(1) 低炭素社会を構築しよう								
① 温室効果ガスの排出抑制の推進	44	市保有の低公害車の台数割合	61.4% (平成23年度)	100% (令和4年度)	財産管理課	86.8%	87.2%	87.2%
	45	新エネルギー機器等への補助件数	— (平成23年度)	50件/年 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課)	215件	103件	153件
	46	エネルギーに関する講座、勉強会、イベントの開催数	— (平成23年度)	2件/年 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課)	2件以上	0件	1件
	47	稲城市全域から排出される温室効果ガス	328,000t (平成25年)	258,000t (令和12年)	環境課 (緑と環境課)	300,000t (平成30年)	305,000t (平成30年)	301,000t (平成31年)
	48	稲城市の事務事業から排出される温室効果ガス	9,347t (平成25年度)	7,011t (令和12年度)	環境課 (緑と環境課)	8,662t	8,445t	8,285t
	49	家庭部門の1世帯あたり二酸化炭素排出量	2.73t (平成21年)	2.1t (令和2年)	環境課 (緑と環境課)	2.69t (平成30年)	2.63t (平成30年)	2.53t (平成31年)
	50	学校給食における地元産品の提供量	4,595kg (平成23年度)	5,055kg (令和4年度)	経済観光課 (経済課) 学校給食課	9,358kg	8,590kg	9,449kg
	51	エネルギー使用量の施設内掲出を行っている公共施設の割合	— (平成23年度)	100% (令和4年度)	環境課 (緑と環境課) 施設所管課 (財産管理課) 施設所管課 (健康課) 施設所管課 (子育て支援課) 施設所管課 (市民課若葉出張所) 施設所管課 (市民課若葉出張所) 施設所管課 (消防本部総務課) 施設所管課 (図書館課) 施設所管課 (病院管理課)	エネルギー使用量施設内掲出様式を周知する 引き続き実施 太陽光発電にて一部自家発電していることをモニターにて紹介していく 引き続き、エネルギー使用量施設内掲出様式を一年に一回掲出する 引き続き環境課作成の掲出様式(共通様式に掲載)を参考に掲出する 引き続き電気使用量、水道使用量、ガス使用量について環境課作成の様式を使用し掲示を行う 引き続き半期に一回、電気使用量、水道使用量について施設内に掲出する 施設内の電気・水道・ガス使用量の掲示物を作成し周知する 電気使用量、水道使用量を周知する掲示物を年1回掲示する	エネルギー使用量施設内掲出様式を周知した 実施済 太陽光発電にて一部自家発電していることをモニターにて紹介した エネルギー使用量施設内様式を一回掲出した 環境課作成の掲出様式(共通様式に掲載)を参考に掲出した 電気使用量、水道使用量、ガス使用量について環境課作成の様式を使用し掲示を行った 半期に一回、電気使用量、水道使用量について施設内に掲出を行った 施設内の電気・水道・ガス使用量の掲示物を作成し、周知した 施設内の電気・水道・ガス使用量の掲示物を半期に1回作成し周知する 電気使用量、水道使用量を周知する掲示物を年1回掲示した	エネルギー使用量施設内掲出様式を周知する 引き続き実施 太陽光発電にて一部自家発電していることをモニターにて紹介していく 引き続き、エネルギー使用量施設内掲出様式を一年に一回掲出する 引き続き緑と環境課作成の掲出様式(共通様式に掲載)を参考に掲出する 引き続き電気使用量、水道使用量、ガス使用量について環境課作成の様式を使用し掲示を行う 引き続き半期に一回、電気使用量、水道使用量について施設内に掲出する 施設内の電気・水道・ガス使用量の掲示物を半期に1回作成し周知する 電気使用量、水道使用量を周知する掲示物を年1回掲示する
	52	エネルギー使用量の施設内掲出を行っている学校の割合	100% (平成23年度)	100%を維持 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課) 施設所管課 (教育総務課) 施設所管課 (指導課)	引き続き作成したレイアウト様式の周知を庁内LANにて行う 100%を維持 100%を維持	作成したレイアウト様式の周知を庁内LANにて行った 100% 100%	引き続き作成したレイアウト様式の周知を庁内LANにて行う 100%を維持 100%を維持
	53	省エネルギーに関する講座や勉強会、イベントの開催数	1回/年 (平成23年度)	3回/年 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課)	3回以上	0回	1回
都②市低炭素まちづくり型の推進	54	稲城市全域から排出される温室効果ガス(再掲)	328,000t (平成25年)	258,000t (令和12年)	環境課 (緑と環境課)	300,000t (平成30年)	305,000t (平成30年)	301,000t (平成31年)
境の③その他への対応	55	環境情報に関するメール配信回数	3回/年 (平成23年度)	20回/年 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課) 環境課 (生活環境課)	20回以上	6回	15回以上
(2) 資源が循環するまちをつくらう								
①ごみの発生抑制の推進	56	一人1日あたりごみ排出量(燃えるごみ、燃えないごみ)	478g (平成23年度)	440g以下 (令和5年度)	環境課 (生活環境課)	439g以下	450g	445g以下
	57	一人1日あたり総排出量	780g (平成23年度)	700g以下 (令和5年度)	環境課 (生活環境課)	713g以下	733g	720g以下
	58	資源化率	33.5% (平成23年度)	33%以上 (令和5年度)	環境課 (生活環境課)	31.7%以上	31.2%	31.5%以上
	59	生ごみ処理容器購入補助基数	49基/年 (平成23年度)	50基/年 (令和4年度)	環境課 (生活環境課)	60基/年以上	67基/年	70基/年以上
②ごみの処理の推進	60	一人1日あたりごみ排出量(燃えるごみ、燃えないごみ)	478g (平成23年度)	440g以下 (令和5年度)	環境課 (生活環境課)	439g以下	450g	445g以下

行動項目	No.	指標項目	第二次環境基本計画指標値		担当課 (令和3年度担当課)	指標の達成状況		
			現状値(実績年度)	目標値(目標年度)		令和2年度目標	令和2年度結果	令和3年度目標
5. 市民と協働して未来の環境をつくるまちをめざして								
(1) 環境について学ぼう								
① 環境教育・環境学習の充実	61	ESD(持続可能な開発のための教育)実施校数	100% (平成23年度)	100%を維持(令和4年度)	指導課	100%を維持	100%	100%を維持
	62	こどもエコクラブ加入団体数	3団体 (平成23年度)	50団体 (令和4年度)	環境課(緑と環境課)	4団体	1団体	2団体
	63	環境学習ツールの提供	2件 (平成23年度)	10件 (令和4年度)	環境課(緑と環境課)	6件	4件	5件
	64	環境学習講座、観察会、イベント等の年間開催数	15回 (平成23年度)	20回 (令和4年度)	環境課(緑と環境課)	10回以上	2回	2回以上
② 環境情報の共有	65	市報による環境情報の提供件数	129件/年(平成23年度)	142件/年(令和4年度)	環境課(緑と環境課) 環境課(生活環境課)	130件以上	106件	106件以上
	66	市ホームページによる環境関連情報の提供件数	66件/年(平成23年度)	73件/年(令和4年度)	環境課(緑と環境課) 環境課(生活環境課)	65件以上	159件	73件以上
(2) 様々な場面での環境づくりに参加しよう								
① 業者の環境・民生活学・動校事	67	環境保全団体数	66団体 (平成23年度)	100団体 (令和4年度)	市民協働課 環境課(緑と環境課) 土木課(緑と環境課)	84団体以上	85団体	85団体以上
② ネットワーク化	68	市が市民・団体・事業者・学校と協働(協賛)して実施した環境保全活動イベントや講座等の開催回数	4回 (平成23年度)	23回 (令和4年度)	管理課 環境課(生活環境課) 環境課(生活環境課)	23回以上	4回	4回以上

本計画に掲げる施策を着実に推進することはもとより、取り組みのあり方や計画の内容について継続的な改善を図ることが必要です。第二次稲城市環境基本計画においては、環境基本計画に掲げた指標項目や施策の推進状況について、環境マネジメントシステムの考え方(①環境基本計画に基づいて、②施策を実施し、③進捗状況の点検と結果の公表を行い、④点検結果を踏まえて取り組みのあり方や計画を見直し、継続的改善を図る)に基づき、「稲城市環境施策推進本部」による内部的な管理を行います。また、その結果について「稲城市環境審議会」に報告し、客観的な立場において審議され、必要に応じ提言を受けるものとします。

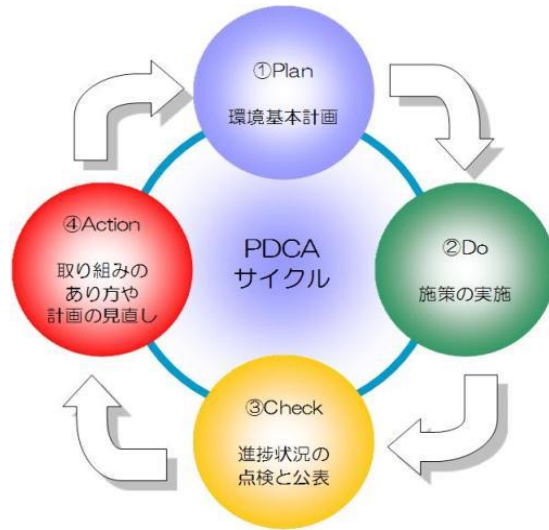


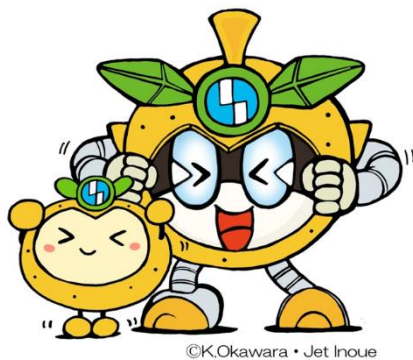
図 - 進行管理の仕組み (PDCAサイクル)

第6節 生物多様性いなぎ戦略 指標達成状況

生物多様性いなぎ戦略（平成27年3月策定）に掲げられている指標の達成状況です。

No.	指標項目	生物多様性いなぎ戦略掲げ値		担当課 (令和3年度担当課)	指標の達成状況		
		現状値 (実績年度)	目標値 (目標年度)		令和2年度目標	令和2年度結果	令和3年度目標
基本方針1 多様な生きものが生息・生育する空間づくり							
1	緑被率	56.7% (平成21年度)	約50% (令和3年度)	土木課 (緑と環境課)	—	—	—
2	稲城市自然環境保全地域の指定面積（市条例）	9.0ha (平成26年度)	16.1ha (令和2年度)	土木課 (緑と環境課)	16.1ha	14.2ha	—
3	市民による樹林地維持管理箇所数	—	3箇所 (令和4年度)	土木課 (緑と環境課)	—	—	—
4	稲城市の「自然の豊かさ」に「満足」と答えた市民の割合	45.1% (平成26年度)	51%以上 (令和6年度)	土木課 (緑と環境課)	—	—	—
		45.1% (平成26年度)	51%以上 (令和6年度)	環境課 (緑と環境課)			
基本方針2 自然を守り・育て・活かす、場づくり							
5	親水公園など整備状況	16.0% (平成22年度)	21.5% (令和2年度)	土木課 (緑と環境課)	21.5%	17.6%	—
6	自然を活かした公園・フィールドの整備箇所	3箇所 (平成26年度)	4箇所 (令和6年度)	土木課 (緑と環境課)	3箇所	3箇所	3箇所
基本方針3 自然を守り・育て・活かす、人・情報づくり							
7	自然環境調査の実施回数	1回 (平成26年度)	3年に1回以上 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課)	3回	0回	1回
8	市民・市民団体による生きものの情報の登録数（環境省「いきものログ」活用）	86件 (平成26年度)	1,100件 (令和2年度)	環境課 (緑と環境課)	2件以上	3件	3件以上
9	こどもエコクラブ加入団体数	1団体 (平成26年度)	50団体 (令和4年度)	環境課 (緑と環境課)	4団体	1団体	2団体
10	「生物多様性」という言葉の意味を知っている市民の割合（当りまえ率）	9.7% (平成26年度)	51%以上 (令和6年度)	環境課 (緑と環境課)	44.4%以上	「森すまいる」中止による未実施	44.4%以上
基本方針4 自然を守り・育て・活かす、暮らし方・地域社会づくり							
11	農地面積	143.1ha (平成24年度)	138ha (令和2年度) 平成22年度比で減少率を10%程度に抑制	経済観光課 (経済課)	132.5ha	128.3ha	—
12	東京都のエコ農産物認証制度の認証件数	5件 (平成26年度)	1件/年 (令和6年度)	経済観光課 (経済課)	1件/年	0件/年	1件/年
13	市全域から排出される温室効果ガス	328,000t (平成25年)	258,000t (令和12年)	環境課 (緑と環境課)	300,000t (平成30年)	305,000t (平成30年)	301,000t (平成31年)
14	自然を活かした公園などをフィールドとしたエコツアーの開催回数	—	4回/年 (令和6年度)	経済観光課 (観光課) 環境課 (緑と環境課)	4回/年	1回	4回/年
15	稲城市に「住み続けたい理由」で「自然環境が良い」と答えた市民の割合	65.6% (平成26年度)	75%以上 (令和6年度)	土木課 (緑と環境課) 環境課 (緑と環境課)	—	—	—

生物多様性いなぎ戦略においても、第二次稲城市環境基本計画と同様に、戦略に掲げた指標項目や施策の推進状況について、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、「稲城市環境施策推進本部」による内部的な管理を行います。また、その結果について「稲城市環境審議会」に報告し、客観的な立場において審議され、必要に応じ提言を受けるものとします。





稲城市環境白書

「稲城市の環境」

2022年(令和4年)5月発行

編集・発行

稲城市都市環境整備部緑と環境課

住所:東京都稲城市東長沼2111番地

電話:042-378-2111(代表)